令和８年第２回定例会（第１号）

令和８年６月１７日（水曜日）午前１０時００分開会

○議事日程

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　令和８年度七飯町施政方針
日程第　４　令和８年度七飯町教育行政方針
日程第　５　常任委員会報告
日程第　６　出納検査報告
日程第　７　一般質問

○出席議員（１４名）

議　長	１４番	木　下　　敏	副議長	１３番	川　村　主　税
	１番	澤　出　明　宏		２番	神　崎　和　枝
	３番	江　口　勝　幸		４番	タ　ケ　聡　美
	５番	川　上　弘　一		６番	楢　山　明　央
	７番	田　村　敏　郎		８番	稲　垣　明　美
	９番	中　川　友　規		１０番	平　松　俊　一
	１１番	上　野　武　彦		１２番	池　田　誠　悦

○欠席議員（０名）

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町　　長　杉　原　　太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

統括監（行財政改革担当）兼財政課長	青　山　栄久雄	統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長	川　島　篤　実
総務課長	中　村　雄　司	情報防災課長	村　上　宏　樹
政策推進課長	笠　原　泰　之	税務課長	池　田　　晃
会計課長	佐々木　宏　美	住民課長	福　川　晃　也
環境生活課長	村　山　徳　収	福祉課長	谷　口　真　樹
子育て支援課長	川　崎　惠　子	健康推進課長	竹　内　圭　介
商工労働観光課長	岩　上　　剛	農林水産課長	松　本　博　和
土木課長	坂　田　純　一	上下水道課長	庭　田　昌　輝

○地方自治法第１２１条の規定により本会議に出席を求めた説明員

教　育　長　佰　楼　　司

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

教育監兼教育総務課長	磯場嘉和	学校教育課長	柴田　憲
生涯教育課長	花巻　亘	スポーツ振興課長	髙橋雅貴
学校給食センター長	福永崇弘		

○農業委員会会長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

事務局長	松本博和

○本会議の書記

事務局長	広部美幸	書記	山本翔大
書記	伊東宏樹		

○会議規則第１１６条の規定により指名された会議録署名議員

１番	澤出明宏	２番	神﨑和枝

午前１０時００分　開会

開 会 ・ 開 議 宣 告

○議長（木下　敏）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は１４名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから令和８年第２回七飯町議会定例会を開会いたします。

町　長　挨　拶

○議長（木下　敏）　日程に入る前に、今期定例会の招集に当たり町長より挨拶の申出がありますので、これを許可いたします。

杉原太町長、演台でお願いいたします。

○町長（杉原　太）　議員の皆様、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和８年第２回七飯町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様に御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、５月２９日に公表された２０２５年国勢調査速報値において、当町の人口は２万６，９６６人となり、５年前の２万７，６８６人と比較して７２０人、２．６％の減少となりました。渡島管内全体では８％の減少率の中、最も減少率が低く、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計値よりも２１２人上回る結果となりました。

後ほど、２期目の町政運営に当たり、施政方針を述べさせていただきますが、人口減少や少子高齢化の進行、気候変動や国際情勢の変化など、当町を取り巻く課題に取り組み、町民の皆様の期待に応えるために、初心を忘れることなく、全身全霊で町政に取り組んでまいります。

次に、本定例会に提出いたします議案は、同意１５件、補正予算専決処分の承認１件、条例制定１件、条例の一部改正３件、契約議決４件、財産の取得及び処分３件、補正予算３件、報告４件の合計３４件でございます。詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　町長の挨拶を終わります。

日程第１

会議録署名議員の指名

○議長（木下　敏）　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として

１番　　澤　出　明　宏　議員

２番　　神　﨑　和　枝　議員

以上、２議員を指名いたします。

日程第２

会期の決定

○議長（木下　敏）　日程第２　会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から７月１日までの１５日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から７月１日までの１５日間と決定いたしました。

会期予定表はお手元に配付のとおりであります。

諸　般　の　報　告

○議長（木下　敏）　この際、諸般の報告を行います。

地方自治法第１２１条の規定により、本会議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷して、お手元に配付のとおりであります。

次に、閉会中の議会の動向については、議会動向報告としてお手元に配付のとおりであります。

また、町政動向報告についても、お手元に配付のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第３

令和８年度七飯町施政方針

○議長（木下　敏）　日程第３　令和８年度七飯町施政方針を行います。

町長の発言を許します。

町長。

○町長（杉原　太）　令和８年度七飯町施政方針。

Ⅰ　はじめに。

令和８年第２回七飯町議会定例会の開会に当たり、本年度の町政執行に臨む基本姿勢と施策の概要を申し述べ、議会議員の皆様をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

去る３月２２日に執行されました町長選挙において、多くの町民の皆様から温かい御支持と御支援を賜り、引き続き町政を担わせていただくこととなりました。選挙時には多くの激励とともに、厳しい御意見もいただきました。私はそれら全てを「町をよくしたい」という皆様の切実な願いとして真摯に受け止め、深く肝に銘じてまいります。

これからの任期は、これまでの４年間の経験と実績を礎とし、七飯町の輝かしい未来を切り開くための重要な期間です。皆様の御期待に誠心誠意お応えし、町発展のために全力を尽くす決意でございます。

「ひと・自然・未来が調和するまち『ななえ』」の実現のため、私は次の５点を政策の柱に掲げました。

１、こどもと家族を支えるまちのため、「笑顔あふれる七飯町をみなさんと」。

２、住み慣れた地域で誰もが笑顔で暮らせるまちのため、「地域の力を一つに豊かな七飯町に」。

３、農業・観光など基幹産業の振興で活力を生み出すため、「農業をはじめとした食と観光振興を」。

４、命と暮らしを守り、未来へ続く基盤をつくるため、「安全・安心で持続可能なまちづくり」。

５、計画的かつ効率的な運営による、「堅実な行財政運営による安定した行政」。

政策を進めるためには、未来を憂うだけでは何も変わりません。１０年後、２０年後の子どもたちがこの町の景色を見て、ふるさとに誇りを持てるよう、私は先頭に立ち、自ら汗をかき、この町の可能性を切り開いていく覚悟でございます。

本年度のみで実現できることには限りがあるかもしれませんが、山積する課題は待ってはくれません。何が町にとって最善か、町民の皆様が納得できるサービスを提供できているのかを常に自問しつつ、スピード感を持って「ひと、自然、未来が調和するまち『ななえ』」の実現へ、そして「町民の声を生かして創る七飯町」の具現化に誠心誠意努めてまいります。

Ⅱ　町政に臨む基本方針。

本年度の町政に臨むに当たり、基本方針を申し述べます。

本年度は第６次七飯町総合計画の始動の年です。総合計画前期の最終年である令和１２年度には、当町の人口は２万５，７００人を下回ると推計されています。急激な人口減少への対応は喫緊の課題であり、いかに歯止めをかけるのかが将来のまちづくりの要となります。

第３期総合戦略を指針とし、人口減少への対応として、次の四つの基本目標に沿った施策を実行してまいります。

１、子どもを安心して産み育てられる。

２、住み続けたいと思える生活環境を整える。

３、食や観光をはじめとする力強い産業と雇用の場をつくる。

４、七飯町らしさを生かして人を呼び込み・呼び戻す。

人口減少下にあっても、誰一人取り残すことなく、幸福感と満足感を持って生活できる活力ある町を形成するため、子育て支援、住環境整備、企

業誘致、教育の充実、産業育成をきめ細やかに推し進めてまいります。

また、国の交付金を活用し、本年度も学校給食費の無償化を継続するなど、子育て世代の負担軽減と移住定住の促進に努めてまいります。

スポーツ振興では、サッカーＪリーグの秋春制移行に伴い、川崎フロンターレが８年ぶりに東大沼多目的グラウンドトルナーレでキャンプを実施することになりました。町として万全の受入体制を整えてまいります。

次に、２０３０年に予定されていた北海道新幹線の札幌延伸は、トンネル工事の難航により、現在は２０３８年度末頃へと開業時期がずれ込む見通しとなっております。当町においては、函館新幹線総合車両所の着発収容庫等の増設に伴う雇用拡大が見込まれることから、新函館北斗－札幌間の早期完成に向けて、引き続き強く要望してまいります。

また、北海道縦貫自動車道の大沼トンネルについては、現在、西大沼工区及び峠下工区の本坑工事が行われています。完成後、当町が南北海道の交通の要衝となることを見据え、道の駅なないろ・ななえ周辺を流通拠点と捉えた企業誘致を推進し、雇用の拡大と確保に努めてまいります。

こうした新幹線をはじめとする交通インフラの充実を絶好の好機と捉え、後継者の育成や持続可能な雇用体制の構築、さらには移住定住の促進、交流人口の拡大に向けた確固たる出発点としてまいります。

本年度の町政に臨むに当たり、社会経済情勢の変化に的確かつ迅速に対応し、行政サービスの向上とより効果的・効率的な行政運営の実現に向けて、全庁を挙げて取り組んでまいります。

詳細な施策の概要につきましては、次の主要施策の推進で御説明申し上げますが、事務事業の優先順位を見極めながら、一般会計における当初予算に加え補正予算（政策予算等）を編成いたしましたので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

Ⅲ　主要施策の推進について。

本年度の主要施策につきましては、第６次七飯町総合計画の基本構想及び基本計画に沿って申し上げます。

第１、便利で安全なまちづくり。

初めに、道路・交通ネットワークについて述べてまいります。

道路の整備については、関係機関と連携を図りつつ、安全で安心な交通網の形成に努めてまいります。

本年度の町道整備については、社会資本整備総合交付金事業による１路線の整備事業、橋梁長寿命化関連による１橋梁の修繕事業を実施するほか、久根別川広域河川改修事業に伴う道負担金事業として１橋梁の架け替え関連事業を、単独事業では２０路線の改良舗装及び排水設備工事を実施してまいります。

国道については、北海道縦貫自動車道の大沼公園インターチェンジから七飯インターチェンジ間において、大沼トンネルの本坑掘削が進められるなど、着実に事業が進捗しております。加えて、七飯藤城インターチェンジから七飯インターチェンジ間の事業化に向けた調査費が予算化されたことを受け、さらなる早期完成を目指し、引き続き要望してまいります。

道道については、大沼公園鹿部線、大沼公園線、大野大中山線及び七飯大野線の整備促進に向け、引き続き北海道に要望してまいります。

河川については、北海道が事業主体となる久根別川広域河川改修事業のほか、藤城川、水無沢川及び蒜沢川の砂防事業の整備促進並びに軍川の河川整備について、引き続き要望してまいります。町管理の河川については、４河川のしゅんせつ工事や２河川の改修整備を実施してまいります。

地域公共交通については、七飯町地域公共交通計画に基づき、昨年度まで大沼地区で実施してきた移動支援実証実験「大沼お出かけ号」を本年４月から本格運行へと移行しました。

本年度も効果的で利用しやすい公共交通施策を展開するため、鉄道、路線バス、タクシーなどの既存交通手段に加え、新たな交通手段の可能性も視野に入れた総合的な交通体系の検討を進めてまいります。町民をはじめとする多くの方々の移動の利便性を向上させ、将来にわたって持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に努めてまいり

ます。

次に、住宅・市街地の整備について述べてまいります。

空き家対策については、七飯町空家等対策計画に基づき、適正管理を推進いたします。七飯町空家等除却費補助金制度などを活用し、市街化区域内における旧耐震構造の空き家の除却を支援することで、住宅の建て替えを促進します。あわせて、周辺環境に悪影響を及ぼすおそれのある特定空家の解消を図り、誰もが安心して住み続けられる住環境の構築に努めてまいります。

公営住宅の整備については、最終年となる本町上台団地の屋根や外壁の長寿命化改修工事を施工するほか、政策空家となっている桜団地については、計画的に解体を進め、地域特性を生かした土地利用を図ってまいります。

次に、交通安全・防犯について述べてまいります。

交通安全対策については、全道的な交通死亡事故の多発状況を鑑み、通学路や生活道路における子どもをはじめとする歩行者の安全確保、歩行者優先などの安全運転意識の向上、さらには交通ルールの理解と遵守の徹底を図ってまいります。これらについて、広報活動や街頭運動を通じ、地域や学校、関係機関と連携を一層密にしながら、広く交通安全運動を展開してまいります。

また、加齢に伴う運転操作ミスなど、運転に不安を感じている７０歳以上の運転免許証自主返納者を対象に、引き続き高齢者運転免許証自主返納支援事業を実施し、交通安全対策を推進してまいります。

防犯体制の充実については、犯罪被害の未然防止に向け、警察や地域及び関係団体と連携した啓発活動に取り組むなど、社会全体で安全で安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。

また、外灯のＬＥＤ照明につきましては、外灯組合や町内会等の関係団体と協働し、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

次に、消防・救急・防災について述べてまいります。

消防及び救急については、本年度、南渡島消防事務組合において、七飯消防署の消防用ホースの更新を予定しており、今後も設備充実が図られるよう、引き続き同組合と連携してまいります。

防災については、災害に備える非常食などの備蓄を確保するほか、広報紙や防災行政無線の的確な活用、防災ラジオ機能つき戸別受信機の配付、地域コミュニティＦＭを活用した町政だより七飯町による情報発信などにより、防災・減災意識の啓発に努めてまいります。

また、避難訓練では、駒ヶ岳噴火などの災害を想定し、実効性のある避難体制を確立するため、地域住民や関係機関と連携した訓練を行ってまいります。

次に、情報ネットワークについて述べてまいります。

デジタル技術・情報通信技術を最大限に活用しながら、ＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）を積極的に推進し、各種届出・申請や町からの通知・お知らせのオンライン化などにより、町民の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図り、行政サービスのさらなる向上につなげてまいります。

第２、快適なまちづくり。

初めに、環境施策の総合的推進について述べてまいります。

有害鳥獣対策については、鳥獣被害対策実施隊と連携し、鳥獣被害防止計画に基づき農業被害の縮減に努めます。また、ヒグマについては、七飯町ヒグマゾーニング計画に基づき、緩衝地帯における被害防止個体数管理捕獲、電気柵の設置や草刈り等の対策により、人里への出没を抑制し、人命・人身被害の防止に取り組んでまいります。

大沼環境保全対策については、ラムサール条約登録湿地である大沼の豊かな自然環境を次世代につなぐため、大沼ラムサール協議会の活動を支援するなど各関係機関と連携し、環境保全施策を進めてまいります。あわせて、環境学習の充実を図り、次代を担う子どもたちが大沼の自然観察を通して自然の大切さやふるさとの魅力に触れ、豊かな感性を養いながら、すばらしい自然を未来につなげる人材の育成に努めてまいります。

大沼の水質浄化対策については、北海道と連携して湖水や流入河川の監視と測定を行い、その結

果や現場の状況に応じた改善対策を実施するなど、大沼環境保全計画に基づき水質浄化に努めてまいります。

地球温暖化対策については、豊かな自然環境や住環境は町民の皆様の暮らしを支える基盤であり、この恵みを将来にわたり引き継いでいくことが重要です。再生可能エネルギー発電事業の導入に当たっては、地域の皆様の御理解の下、環境に十分配慮して取組を推進してまいります。

下水道処理区域外の生活排水対策については、合併処理浄化槽の設置を推進し、公共用水域の水質汚濁防止と生活環境の保全に努めてまいります。

次に、循環型社会の構築について述べてまいります。

廃棄物対策については、プラスチック資源循環促進法の施行に伴い、よりプラスチックの分別回収と資源化を推進してまいります。リデュース、リユース、リサイクルのいわゆる３Ｒを実践し、ＳＤＧｓの実現に向けた社会情勢の変化を踏まえながら、環境に配慮した資源循環型社会の構築を目指してまいります。

また、一般廃棄物最終処分場については、効率的かつ計画的な運用を図るとともに、施設の延命化を進めてまいります。

次に、上下水道事業の整備について述べてまいります。

持続可能な水道水の安定供給及び汚水の安定処理を図るため、上下水道事業ともに各種計画等に基づき、各施設の適切な維持管理、更新及び耐震化に努めてまいります。

また、特定環境保全公共下水道の経営効率化などを目的とした広域化事業については、詳細設計などを着実に行いながら、将来を見据えた下水道事業の経営改善に努めてまいります。

第３、ふれあいと支え合いのまちづくり。

初めに、保健・医療体制について述べてまいります。

保健については、社会環境や生活の変化に伴う様々な健康課題に対応し、生涯にわたり健康で生き生きと暮らしていけるよう、第４期健康づくり基本計画に基づき保健事業を展開してまいります。

町民一人一人が主体的に健康づくりや食生活の改善に取り組むとともに、生きることの包括的な支援を家庭、地域、社会全体で支える環境づくりを効果的に推進してまいります。

町民の健康意識向上のための取組として、健康アプリを活用したウォークラリーを実施するとともに、イベント期間中にウォーキングを効果的に楽しんでいただけるようウォーキング講座を開催いたします。

また、本年度からは、国の定期接種となった帯状疱疹ワクチン予防接種の対象外となる方々のうち、５０歳から６５歳未満の方の任意接種に対して、接種費用の自己負担額を半額助成し、疾患リスクの軽減対策を強化してまいります。

成人保健については、がん予防推進のため、がん検診の無料クーポン券の配付を継続するとともに、がんに罹患された方に対しては、社会参加の促進と経済的負担の軽減を図るため、ウィッグ等の医療用補整具の購入費助成を継続してまいります。

母子保健については、妊婦や子育て世代に対し、伴走型の相談支援と子育てに必要な経済的支援を引き続き行ってまいります。

また、乳幼児期の健診では、１か月児健診から５歳児健診までの出産後から切れ目のない健診体制の充実を図ってまいります。

あわせて、子どもたちの健やかな成長の確認と就学に向けた準備をサポートするため、保健師・幼保職員・教育委員会や学校などの関係機関が緊密に連携し、継続的な支援を実施してまいります。

次に、地域福祉について述べてまいります。

介護サービスを支える人材の確保については、喫緊の課題であることから、引き続き介護職員初任者研修の受講補助を実施するとともに、町内の介護保険及び障がい福祉サービス事業所に勤務する介護職員等への奨励金の支給により、就労促進と定着の強化に取り組んでまいります。

また、栗山町立北海道介護福祉学校の自治体推薦制度の周知を強化し、将来の町内就業につながる人材の育成・確保に努めてまいります。

地域における支え合い活動については、要援護者支え合い事業及びボランティアポイント事業を継続するとともに、生活支援ボランティアへの奨励金の支給により担い手の確保を図り、地域の支え合い体制の充実に努めてまいります。

加えて、介護・障がい・子ども・生活困窮など分野横断的な相談や、いわゆる８０５０問題などの複雑・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的相談支援体制の充実を図るほか、関係機関と連携した専門的支援を推進し、課題の早期発見・早期解決と重度化の防止に努めてまいります。

あわせて、特殊詐欺被害防止のための機器購入助成を継続し、設置世帯の拡大を通じて高齢者世帯の被害リスクの低減を図ってまいります。

次に、子育て支援について述べてまいります。

国において創設されたこども誰でも通園制度につきましては、当町においても円滑な実施に努め、保護者の就労要件を問わず、子育て家庭が柔軟に保育サービスを利用できる環境を整備してまいります。これにより、在宅育児を行う家庭の孤立防止や育児負担の軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長を支えてまいります。

また、町内外の保育園・認定こども園等との連携を図り、保護者のニーズに即した保育選択の相談支援を継続いたします。あわせて、認可外保育施設を利用するゼロ歳児から２歳児までの保育料負担を軽減するため、引き続き保護者の所得に応じた助成金を支給するなど、待機児童を発生させないための対策を講じてまいります。

令和７年度に国の交付金を活用して開始した副食費の保護者負担軽減事業について、令和８年度も継続実施してまいります。

老朽化が進む民間保育施設につきましては、安全・安心な保育環境の確保を最優先とし、施設の建て替えや改修に対する支援を行うことで、地域の実情に応じた持続可能な保育体制の維持に努めてまいります。

放課後児童健全育成事業については、利用ニーズの増加に対応するため、民間事業者と連携して受入体制の強化や施設整備を進め、子どもたちが放課後を安全・安心に過ごせる環境づくりを推進してまいります。

また、令和９年４月の開所を目指し、建て替え事業に着手した本町学童保育施設については、事業主体である民間事業者と緊密に連携し、整備及び運営準備が円滑に進むよう、引き続き支援してまいります。

本町地区及び大中山地区の子育て支援センター並びに大沼多目的会館で実施しているちびっこ広場を地域子育ての支援拠点とし、相談業務や情報提供、親子交流イベントの開催などを通じて、楽しく子育てができるよう支援してまいります。

支援が必要な家庭に対しては、こども家庭センターが中心となり、関係機関との連携を一層強化して早期把握・早期対応に努めるとともに、それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援を実施してまいります。

また、多様な取組を展開する民間団体と連携し、子どもの居場所の確保など必要な支援を進めてまいります。

今後も子育て世代に選ばれるまちづくりを目指し、地域全体で子どもと子育て家庭を支える環境の充実に全力で取り組んでまいります。

次に、高齢者福祉について述べてまいります。

老人クラブ活動を通じた健康づくりや生きがいづくり、地域貢献活動への参加を促進し、社会参加の拡大を通じて介護予防の推進に取り組んでまいります。

また、これらの取組と連動し、住民主体による介護予防活動を推進することで、要介護状態への移行の抑制と健康寿命の延伸に努めてまいります。

さらに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域全体で支え合う共生社会の実現に向け、本年度は、認知症の本人が自らの体験や希望を語り合う本人ミーティングを開催し、その声を反映させた認知症施策推進計画を策定してまいります。

加えて、今後の一人暮らし高齢者の増加を見据え、身寄りのない高齢者等への対応として、成年後見制度の普及啓発に取り組むとともに、七飯町版エンディングノートの作成や、関係機関が円滑に支援を行うためのガイドラインの整備を進めて

まいります。

次に、障がい者福祉について述べてまいります。

障がいのある方が地域で安心して自立した生活を送れるよう、函館市及び北斗市と共同で設置する函館地域障害者自立支援協議会において、相談支援事業の推進や関係機関によるネットワークの構築を図り、支援体制の充実に取り組んでまいります。

また、障がいの有無にかかわらず共に活躍できる地域共生社会の実現に向け、ひきこもり状態にある方等の社会参加を支援する参加支援事業を継続し、地域とのつながりの再構築を支援してまいります。

あわせて、関係団体と連携し、属性や世代の垣根を越えて、障がいのある方と地域住民が気軽に交流できる機会の創出に取り組んでまいります。

次に、社会保障について述べてまいります。

国民健康保険特別会計については、引き続き特定健診の受診勧奨を行うとともに受診費用を無料化し、併せて人間ドックや脳ドック、高齢者インフルエンザ予防接種助成事業を継続いたします。これらの疾病予防や重症化予防に資する事業を積極的に推進し、病気の早期発見・早期治療を通じて増加する医療費の抑制に努め、医療のセーフティーネットとして健全かつ安定した運営を目指してまいります。

第４、学ぶ喜びを生み出すまちづくり。

教育関係について述べてまいります。

教育関係については、教育行政方針において、学校教育、生涯教育、スポーツ振興、学校給食などが詳細に示されておりますので、これを尊重してまいります。

学校給食費については、物価高騰による子育て世帯の負担を軽減するため、本年度においても引き続き無償化を実施してまいります。

また、町民の皆様から様々な御意見をいただいているスポーツセンターの整備に向けて、改めて説明会を開催してまいります。

平和大使派遣事業については、平和教育の一環として町内の中学生を長崎市へ派遣いたします。現地の歴史や被爆の事実に直接触れる体験を通じて、平和の尊さと大切さを深く心に刻む機会としてまいります。

国際交流については、国際的視野を持つ豊かな人材を育成するため、大沼岳陽学校、七飯中学校、大中山中学校及び北海道七飯高等学校の生徒を姉妹都市であるアメリカ・コンコード町へ継続して派遣してまいります。

また、今年度４月にはコンコードカーライル高校の生徒ら約７０名が来町し、町内の中学校・高校の生徒と親善交流演奏会を開催いたしました。今後も町民や関係団体と連携しながら、交流を深めてまいります。

国内交流については、引き続き姉妹都市である香川県三木町との交流事業を推進し、相互の理解と連携を深めてまいります。

第５、活気とにぎわいのあるまちづくり。

初めに、農林水産業の振興について述べてまいります。

農業については、地域農業を持続させていくために担い手の育成や確保が不可欠です。輸入農産物の増加や国内他産地との競争に対抗し得る強い農業経営を確立するため、国や北海道の補助事業を活用し、農業所得の確保・向上に努めてまいります。また、引き続き産地の差別化を推し進め、高品質で安全・安心な農畜産物の生産と出荷に努めてまいります。

あわせて、農業基盤整備事業を継続するとともに、農地の維持管理と保全については、多面的機能支払事業を活用して取り組んでまいります。

林業については、森林環境譲与税を財源として有効に活用し、私有林の整備事業や木育支援活動を実施してまいります。

また、森林組合と連携しながら、森林資源循環の促進に向けた各種町有林整備事業を実施するほか、減災対策としての治山事業についても、引き続き早期実施を要望してまいります。

大沼の内水面漁業については、生態系への影響を考慮しつつ、漁業資源の確保を注視してまいります。あわせて、大沼環境保全対策協議会などの関係機関と連携してまいります。

次に、商工業について述べてまいります。

商工業については、町内の経済と雇用を支える

中小企業の経営安定化を図るため、商工業経営安定資金の貸付や保証料・利子の補給金給付を継続して実施いたします。あわせて、七飯町商工会をはじめとする関係団体と緊密に連携し、支援対策に取り組んでまいります。

また、次代を担う若者の起業・創業を後押しするため、公益財団法人函館地域産業振興財団等と緊密に連携し、創業バックアップ事業を推進してまいります。

さらに、豊かな水資源や優れた交通利便性を戦略的に発信し、函館地域経済牽引事業促進協議会との連携により、新たな雇用の創出と経済の活性化を図るとともに、大手企業の撤退等に伴う後継企業対策についても、関係機関と連絡体制を密にし、取り組んでまいります。

物産振興については、ななえ町物産振興協議会への活動支援をはじめ、地元特産品のＰＲを目的とした町外での展示商談会や物産催事への出店支援など、特産品を活用した企画・情報発信を展開し、魅力の向上と販路の拡大を図ってまいります。

ふるさと納税については、寄附金の確保・拡大を目指すとともに、地場産品のさらなる魅力向上に向け、生産者の皆様との連携強化に取り組んでまいります。また、魅力ある返礼品の掘り起こしや戦略的なＰＲを推進することで、地域経済の循環と安定的な財源確保の両立を図ってまいります。

次に、観光について述べてまいります。

観光については、大沼国定公園に代表される豊かな自然をはじめ、四季を通じたアクティビティーや恵みあふれる食など、多様な資源をＳＮＳ等で効果的に発信し、当町の魅力を発信してまいります。

また、秋冬の閑散期における誘客を重点的に強化するため、宿泊費の補助に加え、観光関連施設や飲食店等での利用可能なクーポン券の配布事業を支援いたします。これにより、滞在の長期化と観光消費を促進し、季節に左右されない安定した観光経済の確立を目指します。

引き続き、一般社団法人七飯大沼国際観光コンベンション協会をはじめ、一般社団法人ぐるり道南観光推進協議会、環駒ヶ岳広域観光協議会などの関係団体と密に連携しながら、観光振興に取り組んでまいります。

次に、雇用対策について述べてまいります。

雇用対策については、ハローワークとの連携による求人情報の周知徹底を図るほか、南渡島通年雇用促進支援協議会を通じて労働者のスキルアップを支援する技能講習を実施し、雇用の安定化を推進してまいります。

また、高齢者や障がい者の方々の就労支援については、国の助成金に対する町独自の上乗せ支援を継続し、特定求職者を雇用する事業主の受入体制を後押ししてまいります。

さらに、公益社団法人七飯町シルバー人材センターとの連携により、高齢者の豊富な経験と知恵が地域社会で生かされるよう、生きがいを持って働ける環境づくりを支援してまいります。

第６、協働のまちづくり。

初めに、協働のまちづくりについて述べてまいります。

町民・行政・議会が互いに協力し、自ら考え、行動し、暮らしの声を反映させる町民主体のまちづくりが不可欠であります。

町民の声を生かして創るまちづくりを進めるため、地域懇談会（タウンミーティング）を開催し、広く町政運営への御意見を伺うとともに、それらを町政運営に反映できるよう努めてまいります。

また、今年度から北海道大学の学生団体と連携し、まちづくりなどについて意見交換を行ってまいります。

次に、自立する自治体経営について述べてまいります。

社会の変化が加速する時代において、人口減少や少子高齢化のほか、物価高騰や労務単価の上昇などを背景に、今後も厳しい財政状況が続くものと予想されます。

当町の財政運営については、令和８年度からの第７次行財政改革大綱に沿って、将来にわたり持続可能な財政基盤の構築に向けて取り組むとともに、これまで進めてまいりました町債及び公債費の縮減や、適切な予算の執行管理に努めてまいり

ます。さらに、今後ますます増大する公共施設等の老朽化対策に予算を重点的に配分しながら、次世代につなぐまちづくりに向けた取組を進めてまいります。

Ⅳ　むすび。

冒頭で申し上げましたとおり、引き続き２期目の町政を担うに当たり、七飯町の向かうべき将来像を見据えつつ、令和８年度の町政執行に関する所信と主な施策の概要について総括的に申し上げました。

人口減少と昨今の物価高騰という荒波の中、行政運営にはこれまでにない知恵と工夫、そして一歩前へ進める強い意思が求められています。

町民の皆様の暮らしを守り、七飯町の可能性を最大限に引き出すため、全職員一丸となって町政を執行してまいります。議会議員の皆様、そして町民の皆様の深い御理解と御協力を心よりお願い申し上げ、本年度の施政方針といたします。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（木下　敏）　以上で、令和８年度七飯町施政方針を終わります。

日程第４

令和８年度七飯町教育行政方針

○議長（木下　敏）　日程第４　令和８年度七飯町教育行政方針を行います。

教育長の発言を許します。

教育長。

○教育長（佶楼　司）　令和８年度七飯町教育行政方針を申し述べさせていただきます。

Ⅰ　はじめに。

令和８年第２回七飯町議会定例会の開会に当たり、本年度の七飯町教育行政方針の概要について申し上げます。

昨年度、教育大綱として策定した第４次七飯町教育振興基本計画に基づき、誰一人取り残さない持続可能な教育行政を推進してまいります。

学校教育にあっては、楽しい学校づくりを目標とし、児童生徒にとって「通いたい学校」、保護者にとって「通わせたい学校」、教職員にとって「働きやすく働きがいのある学校」、地域にとって「応援しがいのある学校」を目指します。

生涯教育にあっては、生涯を通じて学ぶ喜びが実感できる生涯学習社会を推進してまいります。

教育環境の整備は、利用する児童生徒や町民にとって夢の実現、また、危機管理においても必要不可欠ですが、大変厳しい財政状況の中で実施することになります。そのため、利用者への影響に十分配慮しながら、事務事業や施設管理の見直しを進めてまいります。

また、七飯高等学校の魅力化アップによる入学者数拡大と定員確保を目指し、同校と連携してまいります。

Ⅱ　教育基本方針。

教育は、豊かな人間性と創造性を備え、社会の発展に貢献する人間を育成するという人づくりの使命を担うものです。

そのため、引き続き、教職員、学校、地域、教育委員会が相互に連携し、持続可能な教育施策を推進してまいります。

学校教育にあっては、児童生徒をリスペクトすることを基本とした学びの提供、生涯教育にあっては、生涯学習の推進や生涯スポーツの振興、文化・芸術の振興や文化財の保護等の施策を実施してまいります。

Ⅲ　本年度の主要施策。

本年度において、七飯町教育委員会が教育振興基本計画に基づき取り組む主な施策について申し上げます。

第１、開かれた教育行政の推進。

町民の信頼に応える教育行政を推進するため、七飯町総合教育会議との連携や教育委員会議の公開、情報発信、教育行政方針の点検・評価及び公表を行い、地域に根差し開かれた教育委員会を目指します。

第２、幼児教育の充実。

幼児期の教育は、能力開発、身体育成、人格形成、情操と道徳心の涵養に極めて大切です。家庭から幼児教育施設、そして小学校への円滑な接続、家庭や地域、関係機関が一体となった

幼児教育の推進に努めます。

第３、学校教育の充実。

児童生徒の基礎学力の向上と健全育成、社会の変化に対応した教育や道徳教育の充実を図り、質の高い教育を推進します。

（１）学校経営の充実。

校長のリーダーシップの下、教育課題解決のため、全教職員の創意が発揮できる協働体制の確立を図り、学校経営の改善に努めます。その中核となる教員の資質向上の取組については、オンラインシステム等を活用し、町内各校や渡島教育局、渡島教育研究所、七飯町教育研究所と連携し進めます。

さらに、各校における特別支援教育の充実と教員の専門性向上を図るため、七飯養護学校と連携してまいります。

一方で、働き方改革を進めながら、教職員にとって働きがいのある学校を目指すには、保護者や地域の理解と協力が不可欠です。中学校単位でのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進します。

また、教員同士の連携を強化し、複数の視点で児童生徒の成長を見守り、併せて、児童生徒や保護者の相談にも教員が柔軟に対応できるよう、各校の特色を生かしながらチーム担任制を進めます。

（２）基礎・基本の確実な定着に向けた指導の充実。

基礎的・基本的な知識・技能の定着に向けて、児童生徒一人一人の理解の程度や興味・関心に応じた指導の充実を図るとともに、学校や家庭での学習にＩＣＴを効果的に活用し、児童生徒の主体的な学びにつなげます。

学習支援員を配置し、個々の学習状況に応じたきめ細やかな学習指導を行うことで、全ての児童生徒に基礎・基本の確実な定着と活用する力を育て、誰一人取り残さない教育を目指します。

国際社会の一員として信頼され活躍する人材を育成するため、異文化理解に必要な交流活動等への積極的な参加を推進します。

また、語学教育では外国語講師等を活用したチームティーチングによる英語教育の充実を図ります。

（３）道徳教育の充実。

実社会や実生活との関わりの中で、自己や人間としての生き方を考え、命を大切にする心や規範意識を育成します。

児童生徒一人一人が自分や他者のよさに気づき、健やかに成長するために、多様な教材の活用を推進します。

また、ボランティア活動や体験的な活動を通し、他者を思いやる心や協力して地域の課題解決に取り組もうとする態度を育成します。

児童生徒が七飯町に誇りを持ち、希望を抱いて暮らすことができるようにするために、引き続き、本年度も各学校の協力を得て、「夢のあるまち七飯町」プロジェクトを開催します。

七飯町は、ラムサール条約登録湿地のある大沼国定公園や赤松並木など豊かな自然環境に恵まれていることから、それぞれの地域の特性等を踏まえた環境教育の充実を図ります。

（４）学校体育と学校保健指導の充実。

七飯町の児童生徒の体力・運動能力は、全国と比較し低い傾向にあることから、引き続き生活習慣の改善と併せ、学校体育の充実、生涯スポーツの基礎づくりを進め、健康な体づくりを推進します。

また、心の教育、性教育、食育、がん教育等の推進を図り、児童生徒の健康意識の向上に努めます。

（５）特別支援教育の充実。

特別支援教育支援員を各学校に配置し、児童生徒一人一人の多様な個性を最大限伸ばすため、個々の実態や教育的ニーズに応じた適切で一貫した特別支援教育の充実を図ります。

また、幼稚園等や町立学校における校種間の円滑な連携・接続のため、教育支援委員会で適正就学に向けた相談・指導の充実を図ります。

本年度、通常の学級に在籍する特別な指導が必要となる児童に対応するため、通級指導教室を大中山小学校、七重小学校に設置し、児童一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援に努めます。

さらに、七飯養護学校が令和６年度から３年間実施するインクルーシブな学校運営モデル事業について、学校運営連携校として七飯中学校が指定されていることから、その活動を支援します。

（６）食育の推進。

児童生徒が食の大切さを学び、望ましい食習慣を身につけることができるよう、食育を計画的に推進します。

給食費については、原材料費の高騰により値上げを行いましたが、物価高騰による保護者の負担を軽減するため、小学校においては国の学校給食費の抜本的な負担軽減により、また、中学校においては、令和７年２月から実施している物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した給食費無償化の取組を、本年度も継続して実施します。

また、今後の給食の安定的な供給のため、令和９年度から給食費を町が一括管理する公会計への移行を進めます。

（７）教育環境の整備・充実。

学校施設の安全性及び快適性の確保のため、維持管理に努めるとともに、本年度は引き続き大中山中学校のエアコン整備及び老朽化対策工事を進めます。

学習環境の整備充実を図るため、計画的に教材備品、情報機器の整備を推進します。

経済的な理由により進学が困難な学生生徒に対し、就学援助による支援を行うほか、奨学金利用者の負担の軽減、若年層の七飯町への移住提示を促進するため、奨学金等償還支援事業の積極的な利用を推進します。

いじめの対応については、学校に携わる全ての関係者が「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る」という意識を常に持ち続け、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めるため、校内での情報共有及び関係機関との連携を一層深めます。

防犯・安全対策については、児童生徒が安全・安心な学校生活を送るため、突発的に発生する事件・事故・自然災害等に対処する危機管理共通マニュアルを常に見直します。

児童生徒の夢の実現を目指すための連携協定に基づき、災害等により学校が長期休業を余儀なくされた場合を想定したオンライン授業の提供について、模擬訓練を実施します。

校外生活については、七飯町生活指導推進連絡協議会の活用や定期巡回等地域における見守り活動、不審者情報ネットワーク、コミュニティ・スクール等を活用し、地域ぐるみで子どもたちの安全確保を図ります。

不登校対策等については、学校と連携し、教育支援センターレインボーへの通級や、児童生徒の夢の実現を目指すための連携協定に基づいたオンライン授業の提供、校内教育支援センターの設置、スクールカウンセラーの活用など、総合的で柔軟なサポート体制の充実を図ります。

また、家庭環境等に課題がある場合は、町長部局と連携を取り対応します。

部活動については、将来にわたりスポーツや文化・芸術活動に親しむ機会を確保できるよう、地域との連携や地域クラブ活動への移行について検討を進めます。

物価高騰下における子育て世帯を支援するため、小学校への新入学時に購入が必要な教材等の学用品について、今年度も負担軽減を図ります。

第４、生涯教育の推進。

第５次七飯町社会教育中期計画に基づき、引き続き、町民一人一人が地域の自然や歴史・文化に親しみながら、生涯にわたり全ての世代が学び続けることのできる生涯学習推進体制の確立を目指します。

（１）生涯学習の充実。

老朽化が目立つ社会教育施設については、生涯学習の推進と利用者の安全を確保するために計画的な改修と効率的な整備を図ります。

また、図書振興については、文化センターに移転した図書室を中心とした図書活動の推進に努めます。

老人大学については、高齢者が生きがいを持って参加したいと思える生涯学習の場として、自治会と連携し、ニーズに合わせた講座や活動内容等を検討します。

文化・芸術の振興については、芸術文化、生活

文化、伝統文化など各分野における文化芸術団体等への支援を通じて創作活動を推進するとともに、文化・芸術活動に対する助成制度等を活用し、幅広く町民を対象とした芸術鑑賞の機会提供に努めます。

（２）青少年の健全育成。

七飯町が力強く発展するためには、青少年の健全育成が不可欠です。体験・交流活動、社会活動への参加を促し、ふるさとを愛し、明日の七飯町を担う心豊かで心身ともにたくましい青少年を育成します。

また、子どもの安全・安心な居場所づくり、健全育成を推進するため、子ども会活動やＰＴＡ活動の支援、子どもの社会性や人間性を育むための文化体験など青少年育成事業を推進します。

家庭教育は、子どもが基本的な生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断等を身につける上で大変重要な役割を果たします。家庭、地域、学校の連携を図りながら、子育て環境を充実させるために、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することで、子どもの健全育成と地域社会の連携強化を目指します。

（３）文化財の保護・管理の推進。

文化財は、風土や自然、そして、そこに住む人々の営みの中で育まれ、長い歴史の中で守り伝えられてきた町民の貴重な財産であることから、保存整備と積極的な活用を図ります。

埋蔵文化財のほか民俗資料の展示施設として位置づけられている七飯町歴史館において、多角的な視点からの企画展、講座等を開催し、地域の歴史や文化に触れる機会を提供します。

（４）生涯スポーツの推進。

いつでも、どこでも、誰もが気軽にスポーツに親しみ、楽しめるよう環境整備に努めます。

町民の皆様から様々な御意見をいただいたスポーツセンターの整備に向けて、説明会を開催してまいります。

幅広い世代の町民がスポーツに親しむ機会の拡充を図るため、関係団体と連携し、各種スポーツ体験会を開催します。

子どもたちのスポーツ離れを防止し、体力向上を目指すため、初心者向けスポーツ教室や競技会等を開催し、運動の習慣化を図ります。

プロチームや実業団のスポーツ合宿誘致を積極的に進めるとともに、チームや選手によるスポーツ教室の開催など、スポーツへの興味関心を高めます。

本年度は、トルナーレにおいて、Ｊリーグクラブ川崎フロンターレの夏季キャンプを受け入れてまいります。

Ⅳ　むすび。

以上、本年度の教育行政方針について申し上げました。

無限の可能性を秘めた七飯町の子どもたちは、ふるさとの明日を担うかけがえのない存在です。

七飯町教育委員会としては、厳しい財政状況にあっても知恵と工夫と創造で、子どもたちが夢に向かって邁進し、健やかに成長できるよう、教育環境の充実に努めてまいります。

また、町民一人一人が夢と希望を持って、健康で生き生きとした人生を送ることができるよう、文化に親しみスポーツを楽しむための生涯学習の環境づくりに取り組んでまいります。

七飯町議会の皆様並びに町民の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げ、本年度の教育行政方針といたします。

○議長（木下　敏）　以上で、令和８年度七飯町教育行政方針を終わります。

暫時休憩いたします。

１１時１５分に再開いたします。

午前１１時００分　休憩

―――――――――――――――――――

午前１１時１５分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

―――――――――――――――――――

日程第５

常任委員会報告

―――――――――――――――――――

○議長（木下　敏）　日程第５　常任委員会報告を議題といたします。

民生文教常任委員会の報告を求めます。

平松委員長。

○民生文教常任委員長（平松俊一）　読み上げて報告いたします。

委員会報告第８号。

民生文教常任委員会報告書。

令和７年１２月１０日第４回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和８年４月２８日。

七飯町議会議長　木下敏様。

民生文教常任委員会委員長　平松俊一。

記。

所管事務調査事項。

町内の文化財の現状と維持管理計画について。

令和７年１２月１０日、２３日、令和８年１月２７日、３月２５日、４月１５日、４月２８日の６日間、委員会を開催し、生涯教育課長及び生涯教育課学芸員の出席を求め、提出資料に基づいた説明の聴取及び現地調査を行いました。

１、調査の目的。

町内の文化財について、適切に管理及び保全活動が実施されているか調査を行った。

２、調査の方法。

文化財の場所や個数等の一覧及び写真、これまでの管理体制と管理状況、今後の管理体制及び修繕等の計画について資料の提出を求め、生涯教育課長、生涯教育課学芸員への聴取及び現地調査を行った。

３、町内の文化財の現状について。

七飯町内において重要と認めた天然記念物１５件、史跡２４件、有形文化財１２件、有形民俗文化財６件、無形民俗文化財２件が町にとって保存が必要な文化財である要保存物件となっております。そのうち、有形文化財の４件について、町指定文化財とされており、七飯町の歴史の中で特に重要な物件として扱われている。

要保存物件の一覧については、表１のとおりであります。

天然記念物は１５件あります。史跡が２４件、有形文化財が１２件、有形民俗文化財が６件、無形民俗文化財が２件、表を御覧ください。

町では、これら多岐にわたる要保存物件を適切に維持・継承するため、文化財調査カードを作成し運用している。当該カードには、所在地や現況写真とともに物件の概要が記録され、要保存物件登録に至った経緯等も記載されるなど、一元的な管理が図られております。

一方で、現行の保護体制における課題も確認されました。町では、七飯町文化財保護に関する条例を制定しているものの、具体的な運用を定める施行規則が未整備であり、実務判断の一部が担当者の解釈に委ねられていることが確認されました。他自治体においては、条例に基づいた詳細な事務手続や様式を施行規則で明文化しており、これにより担当者の交代等が生じた際にも、統一された基準による登録判断や管理の継続性が担保されております。町としても、業務の継続性を確保する観点から、施行規則の策定が必要であると認識しており、今後着手していく意向である。施行規則の策定においては、他自治体を参考事例として、台帳管理に関する規定を整備し、保存状況を常に明確化することや、要保存物件の客観的な選定基準を盛り込むこと等を検討していきたいと説明がありました。

４、文化財の保護活動について。

文化財の保存状態を維持するため、現場では生涯教育課職員による維持管理活動が行われており、現在の体制は、専門的知見を持つ学芸員１名、主に事務仕事を担う正職員１名及び事務を補助する学芸員補（会計年度任用職員）１名の計３名体制となっております。加えて、手すりの修繕や階段の修繕等を行う際には、作業員を別に雇う形で保全活動を実施しております。

具体的な活動内容は、定期的な巡回による現状把握に加え、随時の草刈り、案内看板の塗装、柵の軽微な修繕など、可能な限り職員自らの手により維持を行っておりました。また、文化財の中には町所有でないものも含まれており、それらについては、所有者と連携し保全に当たっているとのことでありました。

委員からは天然記念物の管理及び町指定文化

財への登録について質疑があり、町有地内の場合は草刈り等を適宜実施し、民有地については現状確認し、必要に応じて許可を取り保全活動をしているが、自然災害等で消失することも考えられることから、町指定文化財とすることは考えていないと答弁がありました。

５、まとめ。

本委員会における調査の結果、町内の文化財は、文化財調査カードに基づき適切に管理されており、現場においても職員を中心とした保全活動が継続されていることを確認した。多様な文化財は町にとって代え難い貴重な財産であり、これらを確実に次世代へ引き継ぐためには、属人的な管理から組織的・継続的な管理体制への移行が不可欠である。現在検討されている施行規則の策定を速やかに進め、保存基準の明確化や台帳規程の整備を行うことで、担当者の交代等に左右されない安定した管理体制を確立すべきである。

また、オウレン群生地の事例に見られるようなＱＲコード等のデジタル技術を積極的に導入し、より広く文化財の価値をＰＲしていくことで、町民が身近な文化財に愛着を持ち、その保存を共に支える意識を醸成できるよう、積極的な周知活動と適切な保護施策の展開を強く望み、委員会報告といたします。

○議長（木下　敏）　議会運営例規第７９項により、本件に対する質疑を省略し、報告済みといたします。

委員長、お疲れさまでした。

以上で、常任委員会報告を終わります。

日程第６

出納検査報告

○議長（木下　敏）　日程第６　出納検査報告を議題といたします。

監査委員の報告を求めます。

神﨑監査委員。

○監査委員（神﨑和枝）　監査報告をいたします。

６月定例会に報告いたします例月出納検査につきましては、２月、３月、４月分の３か月分です。

２月分につきましては、３月２６日、２７日、３０日、３１日、3月分につきましては、４月２４日、２７日、２８日、３０日、４月分につきましては、５月２５日、２６日、２７日、２８日に行っております。

会計課長及び上下水道課長より提出されました諸帳簿類の額と現金及び預金等の金額が釣り銭を除いた額と一致しており、計数上の誤りがなかったことを御報告いたします。

また、３月３１日には、公営企業会計の貯蔵品につきましても確認しております。

別に実地棚卸表を添付しておりますので御参照願います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　質疑を終わります。

以上で、本件は報告済みといたします。

監査委員、お疲れさまでした。

以上で、出納検査報告を終わります。

日程第７

一般質問

○議長（木下　敏）　日程第７、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　傍聴にお越しの皆様、動画配信を御覧の皆様、ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、大綱２問、一般質問を行いたいと思います。

１問目であります。公共施設の建て替えや大型修繕についての質問であります。

令和５年６月につくられた社会教育施設整備検討委員会、これは図書館、プールを検討する委員会でしたが、昨年の１２月に開催された教育委員会議で要綱の廃止が議決され、スポーツ

センターをどこに建設するか、現在検討中の状況であります。

この審議過程で頻繁に出された「老朽化」あるいは「耐震強度不足」が審議の根底にあったと理解しております。

また、大中山中学校の長寿命化工事も一旦検討事項から外れております。

町が維持管理を行っている公共施設は、役場庁舎、文化センター、学校など１３７施設に及び、その管理計画を具体に検討するため、現状調査と費用算出を行った上で着手の順位や規模を決めるべきではないかと何度か一般質問を行ってきましたが、その都度、担当管理部門が対応するとの答弁で終始してきております。

しかしながら、専門的調査データを基に審議せず、不具合が発生した時点で国・道などの補助メニューを探している現状は、いつまでたっても将来のまちづくりが見えてきません。

世界情勢、国内情勢から見て、今までのような楽観的考えでは瞬く間に町が衰退していくことは異論の出ないことと考えております。

町の将来をより明るく、町民全てが幸せな生活を続けるために、以下の点について伺います。

１点目は、公共施設の法定耐用年数についてです。

２点目は、耐震補強や長寿命化を行う検討についてであります。

３点目は、公共施設の統廃合を検討することについて。

４点目は、検討を行う会議に民間事業者を交えた検討会とすることについて。

５点目は、設計を公募型プロポーザルにすることについて。

６点目は、前問の施設を前提としたまちおこし関連事業を行うことについて。

７点目は、５番目の設問を前提とした場合に、それぞれの冷暖房と非常用発電設備についても同時に検討することについて。

以上、７点お願いいたします。

○議長（木下　敏）　公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　それでは、１問目の御質問についてお答えします。

初めに、今回の御質問の内容が公共施設全体の相対的な御質問になりますので、１点目から順にお答えします。

設問の前段部分において、町が維持管理している１３７施設についてですが、これは令和４年第１回定例会一般質問において、町側の答弁内容となっており、直近の令和８年３月末では１３１施設となっておりますので御報告します。

それでは１点目、公共施設の法定耐用年数についてになりますが、あくまでも税制上の基準であり、施設の使用用途によっても耐用年数の違いがあることを御承知の上で答弁いたします。

役場庁舎や文化センターなど鉄筋コンクリート造りで５０年、学校やスポーツセンター、町営住宅など鉄骨鉄筋コンクリート造りは４７年、その他コンクリートブロックは３８年、木造であれば２４年などとなっております。

次に２点目、耐震補強や長寿命化を行う検討についてになります。建て替えに比べ、耐震補強や長寿命化は、財政負担などの観点から有効な手段と考えます。しかし、今後は現在進行中の役場庁舎や文化センターのように、予防保全的な整備管理へのシフトも考慮しつつ、庁内横断的に精査を引き続き進めてまいります。

次に３点目、公共施設の統廃合を検討することについてです。全ての公共施設を現行の規模のまま維持管理することは財政的にも非常に困難であることから、今後の施設の大規模修繕などに当たっては、単なる原状復旧ではなく、複合化や多機能化による施設の統廃合、集約化を含め、効率的な運営が可能かどうかといった厳しい視点で検討を進める必要があると考えます。

次に４点目、検討を行う会議に民間事業者を交えた検討会とすることについてになります。当町においては、基本構想などの初期段階の整備検討会に特定の民間事業者が関与すること

は、建築工事発注時における公平性、透明性の確保の観点から慎重であるべきと考えます。今後も初期段階の整備検討会では、町民や学識経験者を交えた公的な枠組みで議論すべきと判断しますので、御理解願います。

次に５点目、設計を公募型プロポーザルにすることについてですが、まず公募型プロポーザル方式を採用する上では、審査基準の策定や選定、そして客観的な選定基準の担保が難しい側面があります。当町においては、従来どおりの価格競争入札を基本として進めてまいりますが、今後の大規模施設の建て替えなどの真に必要な特殊案件に限定すべきと考えております。

次に６点目ですが、公共施設の整備に当たり、新規性が高く、多様なアイデアを求め、また競争性や透明性を高めるための公募型プロポーザル方式の中で、質問のまちおこし観点からテナントなどを盛り込むことは可能と考えます。ただ、本来の公共施設整備は、町民の利便性や福祉の増進が主な目的ですので、仮にテナントなども含めて施設整備に盛り込むことは、施設整備の肥大化を招き、将来の維持管理費が財政を圧迫する率が高まることが想定されることから、安易に一体化させることは慎重にあるべきと考えます。

最後に７点目になります。冷暖房機と非常用発電設備の検討については、公募型プロポーザル方式の設計などにかかわらず、既存の公共施設においてＬＥＤ化も含め施設整備が必要であると判断しておりますので、各施設の使用頻度や指定避難場所、指定緊急避難場所など、優先度の高い重要拠点施設に絞り込み、限られた財源を効果的に配分し、段階的に整備する方針でありますので御理解願います。

以上であります

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　それでは、再質問を行わせていただきます。

今回２問、質問する大ざっぱな話を先にさせていただきますけれども、要するに、今はもう大きな工事は、なかなかいろいろなことがあって見通せないという現状を踏まえて、何を一番やれるかといったら、あるものを上手に使うということで、ある程度先の見通しが立つまでの間のつなぎをしていかなければいけないだろうという前提での質問になりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、１点目の耐用年数について、５０年、４７年、３６年、２４年という数字を説明していただきましたけれども、これは、この年数になったら建て替えようという目安の数字なのか、そうではないのか、この数字についての説明をお願いしたいと思います。

○議長（木下　敏）　公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　御質問の年数の目安ですが、これについては、先ほども最初に答弁しましたけれども、これはあくまでも税制上の基準でありますので、単純に建て替えの目安とはなっておりません。

公共施設の建て替えの目安は、何年たったら建て替えるというより、先ほどお示ししました耐用年数なり、長寿命化の方針などを組み合わせて判断しております。

以上であります。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　いろいろな場面で、古くなったからと、そういう声があった上で、建て直しが必要だというふうに、町民の方も考えていらっしゃいますし、我々議会の中でやり取りをしていても、何かやはりこの数字というのが基本的に５０年以上たっているから建て替えなければいけないという、そんなふうなイメージにつながっていたのですけれども、そうではないということで、今、説明を受けましたが、町長に再度確認したいのですが、古くなったから建て替えるわけではないと。傷んできた状況とか、いろいろな長寿命化とかを検討した上で建て替えるのだということに関しては、間違いない町としての方針ということでよろしいですか。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　町といたしましては、先

ほども言いましたように、例えば補助事業だとか、また、構造によってこのように耐用年数というのがありますけれども、これは法令上といいますか、税制上の耐用年数というようなことで、これで償却するという意味もありますけれども、あくまでも公共施設の場合は、利用していて不具合が生じてきたとか、あるいは耐震の部分で対応しなければならないとか、そういう部分を調査した上で、今後の修繕だとか建て替えだとかというのは、十分に公共施設の総合管理計画にのっとった形で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　そうしますと、２点目、３点目と共通したことになるので、合わせて再質問させていただきたいのですが、耐震補強や長寿命化を検討するに当たっては、予防保全的な整備の管理をしたいと、それから複合化や多機能、施設の統廃合、集約、こういったものを含めてきちんと検討したいという御答弁がありましたので、これについて伺います。

集約化、複合化、長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化、こういったことを進めるために、公共施設等適正管理推進事業債という総務省で出している制度がありまして、これを利用してあちらこちらの自治体が複合化したりとか、建て直しをしたりとかしているわけですけれども、こういったことがどうも七飯町内で進んでいないように思うので、これに関して、どういった庁舎内で検討が進んでいるのかお聞きしたいのです。

先ほども言いましたけれども、どこかが悪くなってから直しましょうというのは計画的な話ではないです。やはり対症療法ですから。こういう事業債があるから、これを取得する、そのためのきちんとしたプランをつくっていこうという考えとか動きはあるのでしょうか。

○議長（木下　敏）　公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　御質問の公共施設管理の事業債についてですけれども、これについては、従来から七飯町も取り組んでいるのですけれども、まず町としては定期点検を進めております。その中で、公適債を活用するためには、公共施設の管理計画の下にある個別施設計画というものがありますので、必要に応じてそういうのを作成して、当町においても長寿命化を現に図っているというところでありますので、御理解のほどお願いします。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員

○１０番（平松俊一）　これは充当率が非常に高い事業債ですので、これを利用したところは大変いいものができているというのが、新聞報道などでも出されていました。ちょうど１年ほど前になるのですけれども、日経新聞には東神楽町で役場を建て直したと。その中に診療所ですとか文化ホールも一つにまとめて、将来の維持経費が相当安くなるという試算の下につくったという紹介記事がありました。

当町も個別でそれは計画しているということなのでしょうけれども、私はやはりトータルで行くべきではないのかということで、もう一度質問をいたしますけれども、例えばうちで公共施設の再編、再配置計画というのをつくりました。例えばですけれども、ほんの１点だけなのですけれども、本町地域センターというのは今使っていませんね。それで立ち入れない状況になっていますけれども、これは、この計画の中では用地の売却等を検討するというのが最初に書いてあったのです。ところが、今回の予算の中には、もう解体をする予算が提案、設計の予算ですけれども上がってきていると。ちょっと順番が違うのではないかなと。例えば私たちの感覚では、あんな古い建物を誰も買わないだろうという前提で進んでいると思うのですよ。それは民間の方にきちんと見ていただいて、この建物なら、例えば葬儀場にしたいとか、ホテルにしたいとか、そういう考えで、安く売ってもらえるなら私は買いますよという人を探した上で、そういう人が出てこなければ、壊して更地にするというのも安全上の考えとかで必要になってくると思うのですけれども、こういった

ところで少し計画にぶれがあるのではないのかなと思います。同じように、廃校になった小学校の校舎、こういったものをどうするのか、そういうことも併せて計画しなければいけないですし、補強したり改修をして、少しでも利用を伸ばしていこうということが、町長の方針としてあまり出てきていないと私は思うのです。前にも同じような質問をさせてもらっていますけれども、国内には１５０年前からの木造の小学校の校舎が現存しています。元町地区でも１００年を超える建物がいろいろ手を加えた上でホテルに変わったり、町の活性化に寄与しているというのがあるのですけれども、やはりこういうところを目指すというところが見えてきていないものですから、これについて町長の考えをお聞きしたいなと思っているのです。

極端なことを言えば、この役場の庁舎を利用してお店をやりたいなと考えている人が、例えば下のロビーのところで、土日だとか役所が動いていないときに場所を貸してもらえたら、この広い駐車場でいろいろお客さんを呼んで何かできる、そういう可能性もあるわけですから、今ある建物をまず上手に使いながら先のことも考えていく、そういうことが必要ではないかなと思うのですけれども、この点について、町長はどのように考えていますでしょうか。

○議長（木下　敏）　平松議員に申し上げますが、通告にないといえばないですけれども、多分答弁漏れも出てくるような質問の仕方なので、今、答弁は求めますけれども、次の質問からなるべく個別の部分は個別で今度やってもらえるようにしてもらえばありがたいと思います。

答弁を求めます。

公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　御質問の前段の本町地域センターの部分については、今回、解体の実施設計を上げておりますけれども、御質問では、解体する前に利活用とか、そういう検討を行うべきではなかったかというものについては、地域センターについては、最近始まった話ではなくて、５年以上前からこの建物をどうするかとか、民間企業が入って一緒に共同でやっていく施設にできるかどうかというのを検討はしたのですけれども、そもそもこの施設についてはまず耐震化がされていないという部分で、民間の企業を入れて考えましたけれども、前に進む話でもなかったので、あくまでも今回、実施設計に当たっては、解体して更地にして、民間へ売却する方針となっておりますので、今回予算づけしております。

以上であります。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　すみません、質問の仕方が悪かったという指摘は確かにそうかなと思って反省しています。

地域センターのことだけを聞いたわけではなくて、ものを考える順番として、町長、どうなのですかということで例に挙げたわけですので、地域センターを壊すことに対してどうのこうのと異論を述べているわけではないので、すみません。

次の問題に移りたいと思います。

４点目、民間事業者を交えた検討会ということをやったらどうなのだという質問に対しまして、公的なものではなかなか難しいというような御答弁でしたけれども、先ほどもちょっと幅広く言ってしまいましたが、下のロビーを使って何か事業をしたいという人にそういうチャンスを与えるだとか、そういうことというのは後になってきてからやるのはなかなか難しいのです。これは何かをやろうと役場の企画段階から、そういう人たちもここでこういう事業をできるようにという前提条件の中に民間の声を入れてやったほうがいろいろ先につながるのではないかなということで、この４点目の質問をしているのですけれども、例えばお店が１階のロビーにある。それで、土日、そこに人が集まって何か使っている。そういうときに、例えば災害があったと。そうすると、そのお店が、お店といっても、何か物を並べているだけかもしれませんけれども、役場にそういう人たちが出入りしているということで、災害時にもすぐ対応

ができたり、冬であれば部屋が温まっていたりとか、いろいろなプラス効果も考えられるのかなと思うのですけれども、こういうことについてはどうですか。検討会に民間事業者を入れる考えはないかという質問なのですけれども、途中からではなくて、いろいろな検討会がこれから企画されるときに民間の声を聞くという考えはないかということです。もう一度、答弁をお願いします。

○議長（木下　敏）　公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　御質問の検討会で民間事業者を交えて、初期段階で一緒に進める考えはないかということですけれども、最初の答弁も私のほうからしましたけれども、まず整備検討会などに特定の民間事業者というか、そういう部分も関与することは、工事発注時における公平性、透明性の観点から慎重であるというふうに町は考えているので、あくまでも従来どおり、整備検討会などについては、町民や学識経験者を交えた公的な枠組みで議論すべきと判断しております。

そしてまた、仮に施設が稼働して、民間が土曜日とか日曜日にいることで緊急の対応ができるのではないかということでありますけれども、あくまでも公共施設のサービスとしては、公共施設としての機能をまず必要としておりますので、その辺を含めるとなると、安易に御答弁できませんけれども、その都度その都度やっていくと思いますけれども、あくまでも既存施設に関しては、現在、町としては民間のノウハウとか、テナントですか、そういうものを入れて、施設運営を一緒にやっていくという考えは現在のところはございませんので、御理解のほどお願いします。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　今の施設に急にいろいろな店が入ってきて事業をするということは無理ですよという考えは、それは分かるのですけれども、急にそういうことをしろということではなくて、これからいろいろ検討会があるときに、そういう声を聞くということができないかという質問をしていますので、できれば町長にもう一度答弁をお願いしたいのですが、先ほども言いましたように、例えば自分で店をやりたいという人が、なかなか場所を借りたり、買ったり、つくったりして店を開くというのはいろいろな意味で大変だという人たちに、何件か土曜、日曜、祭日、ここのロビーで、この建物を使ってくださいということを役場がやってくれたら、随分助かるのではないかなという発想での質問ですので、具体的にそれを答えたからどうのこうのと心配しなくてもいいのですけれども、町長のお考えとして、そういうことがないのかということをちょっと、心の一端をお聞きしたいなと思って質問しているのです。結果的にはそこで人が動いていて、冬であれば雪かきして、広い駐車場も土日祭日はこのままですよ。だから、そういうものを利用して、何とかマルシェとか、いろいろな人たちがまちの中で活動しています。その人たちがこういう公共施設を使ってやれるチャンスをつくってあげようと、そういう考えがないのか。

役所に聞くのも変な話かもしれません。役所のものを民間に貸すという発想をそもそも持っていらっしゃらないと思いますけれども、それをあえてもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　今、私どものほうで取り組まなければならない部分というのは、これまで使ってきた公共施設の老朽化の部分で、どれを残して、そしてどれを統廃合して整理していかなければならないのかというような形の中で、公共施設の総合管理計画というのをつくらせていただいていますので、今、既存の施設の利活用を含めて、そういうものを今後考えていかなければならないと思っておりますけれども、民間の事業の部分は、そこの公共サービスの施設の部分で、例えばカフェだとかそういうものが必要だとかどうだとかというようなことであれば、考えなければならない話ですけれども、当初から、建物、公共施設を建てるというか、改修するに当たって、そういうテナント的

なものを含めた中での改修計画というのは、現在考えておりませんので、その部分は、民間は民間の事業として、適宜適地を見つけて事業展開していただきたいと考えておりますので、現在の公共施設の中に含めてというのは、そういう考えはございません。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　私の１問目の質問は、全部言ってしまえば、そのことに尽きる質問なのです。

５点目で、設計段階から公募型のプロポーザルにすると。これは相当大きな特殊な施設のときに使う手法なので、ふだんから使うというようなことは考えられませんという答弁、それはそのとおりでした、今までは。だけれども、普通の入札でも、例えば何かちょっと改修をするに当たっても、しつこいようですけれども、下のロビーで店を出すという話をたまたま前提にしたら、例えば排水口が幾つかある、コンセントがある、水道もすぐ引ける、こういうようなつくり方で何か改修をするときについでにそういうことを増やしておくと、特別大きなことをしなくても、いろいろなチャンスを町民に提供できる、そういうことを考えて、どうなのかなということなので、５点目のプロポーザルは、今までプロポーザルをやったといったら道の駅だとか、ああいう大規模施設しかやっていないでしょうけれども、私の思っているのはそんな大げさなことではなくて、ふだんの入札のときに、皆さん方が、皆さんというのは町民の方ですよ、が利用できそうなものを一つ、二つ入れておいたらどうでしょうという提案めいた質問になるわけです。その辺の考え方、町長がおっしゃったいろいろな統廃合だとか、それは大きな流れとして分かります。計画も立てて進んでいる。でも、その根底にこういう小さなものが入っているか、入っていないかというのは非常に大きな問題なのです。例えばここなども、最近新しい自治体などは、議場がぱっとよけたら、普通にバドミントンができたりとか、防災の何とかに持ってこられるとか、そういうつくり方をしている自治体というのはたくさん出てきています。だから、これからやるときには、そういうことも含めて考えるべきではないかということなので、ちょっとしつこいようですけれども、そういうふうに持っていく考えはないですか。

○議長（木下　敏）　暫時休憩いたします。

午後１時に再開いたします。

午前１１時５７分　休憩

―――――――――――――――――――――

午後　１時００分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

平松俊一議員の質問に対する答弁より入ります。

公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　それでは、５点目に関連して、今後の公共施設の修繕や改修時に、想定される災害時や土日の開放を想定し、公募型プロポーザル方式の実施の中で、民間のアイデアを生かして整備内容に取り組む考えはないかについての答弁になりますが、公共施設の修繕や改修に当たりましては、平常時の利便性向上に加え、災害時の避難所機能や地域の防災拠点としての役割を十分に発揮できるよう整備を進めることが重要であります。

施設修繕・更新や大規模改修に当たっては、災害時や土日を含めた多様な利用ニーズを踏まえることは、議員の提案として一定の理解を示しますが、今後進める既存の公共施設の修繕・更新、大規模改修時に取り入れる考えはございません。

議員の御指摘の民間のアイデアを生かしての整備については、あくまで真に必要な新規の大規模事業などに限定すべきと考えております。

以上であります。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　今、５点目の設計を公募型のプロポーザルにするというところから始まって、結果としては、今時点ではいろいろな

民間を公共施設の中に入れる考えはないということで、そうしますと、私は今の公共施設をいろいろ事業を始めたい人に提供できる、そういうことの積み重ねで、今後、増改築もしくは新築し直すときに、そういうノウハウが生きるのではないかということで質問しましたが、まずそういう実績を積むように持っていく考えはないという御返答でしたので、そうしますと、これ以上の質問はできませんので、７点目の質問に移りますが、冷暖房だとか非常用の設備についても、発想としては同じなのですけれども、民間の人が役場内に入っていったとき、前提が土日祭日、そういうときに使うことにつながらないかという質問だったのですけれども、そうなると、結局答弁としてまた同じことになりますね。

何回か前の一般質問で、私はスイスの国の例を挙げて質問したことがあります。それは、スイスは永世中立国ですので、核戦争を想定したシェルターを持っている。このシェルターを運用しているのは地域の人たちです。子ども会の活動とか町内会活動、そういう人たちがシェルターに行って空気清浄機だとか水の浄化器だとか、そういうものを役所の人が来て動かすのではなくて地域の人が動かすと、こういう例を挙げて質問したことがありました。

この役場の庁舎にも非常用の発電機があるのですが、今まで何回も動いたことがない。ブラックアウトしたときに、初めてここの議場の電気を動かすことがやっとできたということが、あのときに初めて分かったのだったのかな。普通に考えて、非常用の発電機となれば、ある程度保安灯は全部ついて、いろいろなことができるのかなと思ったのだけれども、そういうこともできなかった。

私の今回の質問というのは、民間の人たちがこの役所の中で、役場の人がいるときの話ではないですよ、いないときですからね。そういうことを点検がてら、動かしたりなんなりして維持管理していくという前提で質問しました。御答弁としては、基本的にはプロポーザルの中に入れる考えはないという答弁だったのですけれども、４０年近い非常用の発電機、スポーツセンターに関しても同じくらい古い、あれはボイラーか。もう一度、非常用の発電機というのはどういったときに動かすのか。例えば定期的に何か点検とかされているのですか。実際に稼働したりとかさせているのですか。この点だけ再質問させてください。

○議長（木下　敏）　総務課長。

○総務課長（中村雄司）　役場庁舎の非常用発電の関係でございますけれども、やはり非常用のために確実に機能しなければなりませんので、それは定期的にチェックいたしまして、稼働しているということを確認してございます。

おっしゃるとおり、非常用発電についての今後の改修という部分につきましては、役場全体で申し上げますと、他の優先させなければならないような状況もございますので、今は既存の施設を使っているという状況でございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　非常用のものを常時使うという話ではなくて、定期的に点検はされているということで、定期的な点検というのは、２番目の質問にもちょっとつながってしまうのですけれども、これは誰がやっているのですか。業者に出されている話なのか、役場の職員が半年に１回とか動かしているとか、その確認だけお願いします。

○議長（木下　敏）　総務課長。

○総務課長（中村雄司）　先ほどの答弁につきまして、漏れてございました。

町の職員がやっても十分な結果は得られませんので、業者さんにお願いをして、点検を実施しているというところでございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　１問目の質問を終わります。

それでは、２問目に入らせていただきます。２問目は、公共施設の設備管理についての質問であります。

道の駅浄化槽が開設当初より国の定める排水

基準を超えたまま運用されていたことが判明し、約８，０００万円もの対策工事費をかけ、改修後の運用経費も増額されている中で、夏季の繁忙期と寒冷期に少量とはいえ再び基準値をクリアできず、議会に報告されたが、瑕疵担保責任を持つ設計者へ調査・改善を求めることがないまま運用は続いております。

また、建設から７年を超えた大中山学童保育施設の空調設備の心臓部にあたるガスヒートポンプエアコンの室外機が、潤滑油不足により交換修理を行うこととなり１００万円以上の費用を必要としました。

さらには、７億円近い費用をかけて整備した防災無線設備に１０年分の点検費用として８，０００万円ほど前払いをしておりましたけれども、運用開始から５年経過で主要な機器の交換に７，８００万円が必要とのことで、第１回定例会に予算が計上されました。

防災無線事業を行うに当たり、当時の議会へは、運用開始から５年後に機器の更新があることは知らされておらず、突如としてこのような高額費用が提案されたため、更新の必要性や今後の運用経費が確認できるまで、予算執行は認められないとして修正可決をした上で今日に至っております。

公共設備類の運用期間中に発生するトラブル等の対応を減らすために、以下の点について伺います。

１点目、設備管理の現状について。

２点目、期間管理契約を行うことについて。

３番目、メンテナンス契約の可視化についてであります。

お願いします。

○議長（木下　敏）　公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　それでは、１点目、設備管理の状況についてから順にお答えします。

公共施設の設備管理は、将来の維持費や安全性、かつ安定して使い続けるために、全体像を押さえておく必要がございます。それぞれ各施設の照明や空調、給水管、防災設備、エレベーターなどが対象で、保守点検の必要な施設においては、業務委託を実施し、修繕や更新を進めており、保守点検業務を行っていない施設については、故障や不具合が発生した段階で専門業者に依頼し、まずは原因究明と個別対策を最優先に進めるのが現状でございます。

次に２点目になります。公共施設の設備管理全体を複数年の期間管理契約、いわゆる長期契約への移行は、各施設の使用形態によっては有効な方法の一つであると考えますが、一方では、財政の硬直化や事業者の固定化によるコスト高を招くおそれがあることなど、全ての施設に導入することは慎重であるべきと考えております。

最後の３点目、メンテナンス契約の可視化についてですが、各設備の部品やオイルなどの消耗品と、稼働する消耗部品の交換を含めたものがメンテナンス契約となります。そのため、部品交換のたびに見積り、契約、支払いをする手間が省け、修理、部品交換などに関する突発的な費用のかかる心配はございませんが、料金は割高になるのが現状であります。

また、施設の利用形態や物価などの変動により正確な予測が難しく、費用対効果の面から現実的ではないと判断しておりますので、全ての公共施設、設備全体の可視化ではなく、多額の経費を要する主要な基幹設備に限定し、個別の計画的運用整備に努める方針でありますので、御理解のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　個別契約のほうが安いという前提での御答弁だと思うのですけれども、私は、質問文には入っていませんけれども、包括施設管理というやり方を行っている自治体、これは割と大きい自治体なのですけれども、多いということで、前にも一度この件は質問しています。

再度お伺いをいたしますが、個別でやったほうが安いという実績はありますでしょうか。一応質問文の中に三つの例を挙げて、私、今回の質問を通告しているのですが、例えば道の駅で

は何だかんだと１億円近いお金がかかって、今何とか動いているという状態です。これは点検整備という言葉だったかな、道の駅の施設管理を委託していたと思うのですけれども、委託者にとっては、国の基準値、水質基準ですけれども、それが守れていなかったという責任は一切役場のほうで取っていないのですよね。だから単純に年間の定期点検はここの業者がやって、こういう結果ですよ、それはいいのですけれども、結果的にはきちんとした形になれていなかった。

３点目でメンテナンス契約の可視化という質問をしていますけれども、業者に出していて、どこまで責任を持たせてやっているのかということが我々からは見えないのですよ。だから、業者に出していて、きちんと毎年やっていますよしか分からないわけだ。責任問題となったときに、包括施設管理というのは高いとおっしゃいますけれども、はっきり言って、点検する業者が責任を持つわけですから、機械の不備があったら、それを責任持って調整するなり、機械を早めに入れ替えるなり、そういうことを対応するためのやり方がこの包括施設管理だというふうに思うのですが、町としては個別管理のほうがずっと安上がりだということをおっしゃっています。これをもう少し納得できる形で説明していただけますか。

○議長（木下　敏）　公共施設整備担当統括監兼都市住宅課長。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実）　再質問にお答えしますけれども、先ほど答弁しましたが、町としては、全ての公共施設全体の可視化ではなく、多額の経費を要する主要な基幹設備に限定して、個別に計画的運用整備に努める方針でありますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　ちょっと説明になっていないと思うのです、申し訳ないですけれども。

道の駅の例を挙げて質問を出しているわけですけれども、これは失敗したわけですよね。きちんと委託管理をしてもらっていたけれども、結局町が１億円近くお金を追加して、今何とかやっているという、こういうことを招かないために総括管理、総括して施設をその業者に責任を持って管理してもらうという考え方にいけないかという今回の質問なのですけれども、聞きたいことは分かると思うのですけれども、町長、どうなのでしょうか。統括監の説明は一応私は分かるのですけれども、これは町の方針として今後どうなのか、お願いしたいと思います。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　施設の規模にもよると思うのです。小さな町民会館みたいなところのボイラーとか、そういう設備であれば、個別でよろしいかというふうに思います。また、大きな施設で、今、道の駅のお話も出ましたけれども、道の駅の浄化槽の関係につきましては、その性能というか、その規模に見合っていなかったということで改修させていただいて、その改修させていただいたものを、今委託している事業者さんに管理をしていただいて、町と道の駅を運営されている公社と、それから、そこから管理委託をされている方々と３社で毎月意見交換をしながら、現場の適正管理に努めているところでございまして、そういう意味では、あくまでも町の施設として、町のほうでしっかりと責任を持って、そういう施設の規模に応じた形の維持管理に努めていきたいというふうに考えておりますので、施設規模に応じて、やはり大きなものは、議員が言っているように、そういう包括的な管理というものを検討していきたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　町長、ちょっと違うのですよ。私のお聞きしたいのは、保守点検する業者に責任を持たすというところが、今まで足りていないのではないかということが御答弁されていないのですよ。７年間ずっと、道の駅の例ですけれども、浄化槽は同じ業者さんが点検

をしてきました。これは特別委員会で散々やったので、今さらの話ですけれども、例としてですよ。結局普通民間が考えるのは、お金を渡して管理してもらっていたら、何か不具合があったら、そのお金の中で直してもらう。もしくは大々的に入れ替えなければ駄目だから、これは町のほうの施設、全部入れ替えないと駄目ですよという、的確な指導があるべきだったのですけれども、道の駅が開設してからずっと基準値をオーバーしていても、管理している業者は何も責任を感じないまま町の言いなりでやってきたと。そういうことを改めるために可視化が必要ではないか。それから、包括的に専門業者に、いろいろ細かいところも全部含めて見てもらったほうが安上がりになるのではないかということでお聞きしていますので、もう一度、町長の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　現在、そういう専門の業者も入っていただいて管理もしていただいているというようなことで、これは当初の道の駅の浄化槽の部分では、やはり容量不足で処理がかなっていなかったという部分を含めて、これは町の責任で施設の設備ということで、そこのところに附属設備をして、今、管理をしていただいているというところでございまして、そういう意味では、あくまでも施設の設置者は町でありまして、町も責任を持ちながら、運営管理をしていただく業者のほうにも点検のほうは常に情報共有をしながら、方向性をお互いに一致させた形の中で管理していっているところでございますので、そういう意味でいきますと、そういう御提案のあります包括的な施設の管理というものも、今後も施設の規模に応じて視野に入れながら、運営していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　同じことの繰り返しになりますので、これで終わりますけれども、基本的にどうも合点のいかないレベルで答弁が終わっているのです。というのは、今までの実績を見て、同じやり方をしているのであれば、同じことの繰り返しになるのではないかという前提で私は質問しています。今までと同じやり方だったら同じことになるのではないでしょうか。だから、もう少し責任を持ってもらう、要するに経費はかかると最初に統括監のほうで答弁されていましたけれども、経費をかけてもしっかりと、このままだったらこの施設は駄目ですよということまで的確な指導ができる、そういうところに見てもらわない限り、解決しないことになって、どんどん傷が深くなって、どうしようもなくなってから全部入れ替えるだとか、そんなことになりかねないので、今回質問しています。

もう少しその辺、今まで町長になられてもう５年目に入るのですけれども、やってきた中で、ちょっと考え方、やり方を変えなければ駄目だなというお気持ちはないか、その答弁だけ求めたいと思います。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　道の駅に関しましては、浄化槽の部分につきましては、特別委員会も含めて皆さんと意見交換をする中で、改善の措置というものをやらせていただきました。費用も大分かかっておりますけれども、そういう部分で、今の適正な運転、運用につきまして、町と、先ほど言ったように、受託している事業者さん、公社と、それから浄化槽の維持管理をする業者と、３社が毎回意見交換しながら適正な安定運用に向けて、今進めているところでございまして、そういう状況でございますから、施設の設備自体も今、改善して、その運用をしているということでございますので、そういう部分では将来的に今の運用をしている中で、方向性として包括的なものがいいのか、現状の３社で意見交換しながら進めているほうがいいのか、そこの部分は検証しながら検討していきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　平松俊一議員。

○１０番（平松俊一）　すみません。道の駅の

ことだけ聞いているのではないですから。例えばこの役場庁舎とか、スポーツセンターとか、そういうものを含めてきちんとした見直しをして、保守点検、そういうものを多少経費かけてもしっかりと専門業者に出すべきではないかということで、もう一回だけ答えてください。道の駅のことだけ聞いているわけではないですから。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　私のほうも道の駅を例にして、今、答弁させていただきましたけれども、先ほども言っているとおり、施設も小さな施設から大きな施設もあるわけでして、それから、事業に要している施設だとか、あと一般の貸し館施設だとか、様々な施設がございますので、それぞれの施設にふさわしい方法を今後見極めながら、大きな施設であれば、そういう包括的なものも検討していくということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　通告順に発言を許します。

タケ聡美議員。

○４番（タケ聡美）　通告に従いまして、１問質問をさせていただきます。

本町学童保育施設の新設に伴う通学路の安全対策について。

令和９年４月に、七重小学校隣接地へ本町学童保育施設が新設される予定となっております。

これに伴い、保護者による送迎車両の増加が見込まれ、特に１７時から１８時にかけて迎えのピーク時間帯となることが想定されます。

一方で、七重小学校の帰宅時刻は、４月から９月までは１７時３０分、夏休み期間は１８時となっており、また七飯中学校においても、部活終了後の下校時間帯と重なります。

そのため、下校する児童生徒の通行に加え、帰宅時間帯の一般車両、さらに学童保育施設利用者の送迎の保護者車両が集中することで、周辺道路の交通量の増加が懸念されます。

全国的にも、通学時間帯における痛ましい交通事故が発生している中、児童生徒の安全確保に向けた通学路の安全対策は極めて重要であると考えることから、本町学童保育施設の新設に伴う通学路の安全確保及び交通安全対策について、以下の点を伺います。

１、本町学童保育施設の設備概要及び施設運営方針について。

２、令和３年度に実施された七飯町通学路合同点検以降の点検実施状況及び改善内容について。

３、町道本町１９号線の通学路としての利用状況及び危険箇所の認識について。

４、町道本町１９号線における今後の安全対策及び整備計画について。

よろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子）　私からは１点目について御答弁させていただきます。

現在整備を進めております本町学童保育施設の概要といたしましては、現在の公立学童保育クラブに支援単位を再編し、新たに３支援単位の体制として整備する計画としており、定員につきましては、現在の６０名から９０名へ拡充する予定でございます。

また、施設整備に当たりましては、児童が安全かつ安心して生活できる環境の確保を基本として、必要な保育スペースや静養スペース、トイレ等を適切に配置するとともに、外構部分については、園庭のほか、歩行専用路、車両専用路及び駐車場を整備する予定で、送迎時の安全確保にも配慮した施設整備を進めております。

施設の運営に関しましては、国が定める放課後児童クラブ運営指針及び児童福祉法に基づく設備運営基準等を遵守しながら実施することとしております。

実施事業者につきましては、現在も学童保育クラブを運営している事業者であり、放課後児童支援員等の適切な配置や、児童の安全管理、保護者との連携など、放課後児童クラブ運営に必要な事項について十分理解しているものと認識しております。

町といたしましても、引き続き事業者と連携

を図りながら、児童が安心して利用できる放課後の居場所づくりに努めてまいります。

私からは以上でございます。

○議長（木下　敏）　学校教育課長。

○学校教育課長（柴田　憲）　２点目、３点目は合わせて御答弁いたします。

町道本町１９号線については、旧本町地域センターの南側を一般国道５号から西方向に下っている道路であり、七重小学校及び七飯中学校の通学路として利用されておりますが、狭隘であり、歩道も設置されていないことから、令和３年度の通学路における合同点検では危険箇所であるとされております。

当初の対策といたしましては、道路の拡幅整備等については時間がかかることから、短期的な対策として児童への注意喚起を実施しております。その後、教育委員会では、各町立学校の通学路について毎年調査及び確認を行っておりますが、当該道路は通学路として近隣に居住する児童生徒が一定数利用している状況でありますので、引き続き注意が必要であると考えております。

４点目でございますが、今後の安全対策につきましては、道路の拡幅整備など根本的な対策が行われるまでは、関係部局と連携し、草刈りや除雪の徹底により安全を確保してまいりたいと考えております。

新設が予定されている本町学童保育施設につきましては、七重小学校に隣接しており、児童の通所に伴う交通事故等の危険は想定されませんが、児童生徒が安心して通学できるよう、七重小学校をはじめとして町立学校における通学路全般の安全確保には、今後も十分気をつけてまいります。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　土木課長。

○土木課長（坂田純一）　４点目の整備計画についてお答えいたします。

町道本町１９号線の整備計画につきましては、令和９年度から社会資本整備総合交付金を活用し、事業に着手する予定でございます。

道路の規格につきましては、車道は片側１車線の２車線道路とし、併せて片側に歩道を設置する計画としております。

本路線は通学路としても利用されていることから、安全確保を最優先とし、早期の完成を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　タケ聡美議員。

○４番（タケ聡美）　まず、１の再質問をさせていただきます。

３クラブになって６０人から９０人へと拡充ということで、町としては、学童利用児童数及び送迎車両について、どの程度を想定しているのかということと、駐車場を何台整備する計画なのかお聞かせください。

○議長（木下　敏）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子）　お答えいたします。

まず、利用児童の人数ですけれども、９０名の定員というところで、最大９０名が利用するということで想定しております。

それから、お迎えに来る兄弟の人数にもよりますけれども、９０人がいると９０人の保護者が迎えに来るのかなということを最大値では想定されますけれども、利用するお子さんの中には、習い事などをして先に途中で帰られる方、児童の一人帰りと言うのですけれども、途中でお子さんが帰宅する場合、また、徒歩で保護者が迎えに来る方というのもいらっしゃるのです。ですので、同じ時間帯に一遍に全員が来るということは想定していないというところ。それから、町内の同じ９０人定員の学童保育で、大中山小学校の学童保育が９０名の定員で今運営しているのですけれども、そこのところの迎えに来る時間帯で、一番ピーク時で何台が迎えに来るかというところを調査してみました、今回の御質問があったので。その中で、ピーク時で、やはり御心配されている５時から６時の間で、１０台から１２台一度に来るというところだったので、それで、今計画している本町学童の駐車場は約１５台分を確保しておりますので、お迎えに来て帰るというところで、回転が

早いというふうには想定しておりますので、そのようなところで、今回整備する施設については、お迎えに関しては大丈夫かなというふうには想定しております。

ただ、実際、運営が始まった中で、いろいろ課題が出てきましたら、都度きちんと対策をして、安全面に十分配慮して、継続的に対策していくということを検討していこうというふうには、事業者とはお話をしております。

以上です。

○議長（木下　敏）　タケ聡美議員。

○４番（タケ聡美）　ありがとうございます。

１５台分の整備計画ということで、仮にですけれども、駐車場が不足した場合、周辺道路での路上駐車だったりとかということの対策は何かお考えがあるのでしょうかということと、例えばですけれども、小学校の教員駐車場など連携して借りるなどという考えはあるのでしょうか。

○議長（木下　敏）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子）　まず基本的には、施設敷地内での乗降を基本として、路上駐車等の抑制に努めるということは基本的なところだと思います。

あと、七重小学校に隣接しておりますので、例えばですけれども、七重小学校の敷地を活用させていただくという考えもあるかとは思うのですけれども、そこについては、小学校の運営に支障が出ないようにするということが大事ですので、そこは今後、教育委員会なり、学校と協議していくことになるかなというふうに考えてございます。

○議長（木下　敏）　タケ聡美議員。

○４番（タケ聡美）　ありがとうございます。

説明の中で、歩行者と車道、あと園庭などのお話があったかと思うのですけれども、送迎車両の動線計画ですとか、あと児童の歩行動線などのシミュレーションだったりとか、そういったところというのは今後される予定はありますでしょうか。

○議長（木下　敏）　子育て支援課長。

○子育て支援課長（川崎恵子）　現在の敷地に施設を整備するというところの段階で、子どもたちの動線というのは教育委員会等と含めて検討しております。ですので、子どもたちが放課後に学校から帰って、どういう動線で帰宅する子どもたちと、それから学童側に向かう子どもたちが動いていくかというところはシミュレーションをして、その上でこれから整備する設計というのでしょうか、そちらはなされております。その上で、子どもが歩く道、保護者が歩いて迎えに来る道、それから車で入る道というのをきちんと区分けしたつくりで、今、設計されております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　タケ聡美議員。

○４番（タケ聡美）　ありがとうございます。

２点目に入ります。先ほど答弁の中で、合同点検において、毎年行っているというような答弁があったかと思うのですけれども、町のホームページでは令和３年度のものが公表されていますが、それ以外のものは、私は見つけることができなかったのですけれども、毎年のその報告というのはどこにされているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（木下　敏）　学校教育課長。

○学校教育課長（柴田　憲）　お答えしてまいります。

令和３年度の点検につきましては、本州のほうで痛ましい事故が起きたことをもとに、国のほうで各学校の通学路の点検をしてくださいということで行った調査でございます。そちらのほうは、道路管理者、そして私ども学校を管理する教育委員会、あと警察署、そういったものの大がかりな合同調査ということになっておりましたので、複数の関係機関が連携して調査をした結果の内容がこのホームページに上げられたものとなっておりました。

そこにつきましては、例えば信号の設置ですとか、道路の拡幅、例えば歩道がないとか、そういった大がかりな指摘が当然ございまして、ただ、そういったものはすぐに短期的に対応できるものではございませんので、長期的な計画といいますか、長期的に整備するもの、そして

短期的に対応できるものということで、まずは短期的に対応できる、例えば区画線の引き直しですとか、草刈り、除雪、そして、子どもたちへの注意喚起ということで対策を行うというふうにされてきたところでございます。

その令和３年度の行った結果を取りまとめたものが公表されておりますけれども、それで私どもは当然そこで終わりでございませんので、その後も毎年学校のほうには、各学校の通学路をどのように、通学路は当然毎年変わる可能性があるものですから、そういったことで投げかけをして、学校から回答をいただき、その中で、また例えば新たに危険があるとか、そういったことを確認しているということで、私どもと学校の中でのやり取りをさせていただいておりました。というわけで、こちらの結果は、教育委員会の中で整理されておりますので、公開とかホームページのほうには載せていなかったという状況でございますが、その辺は実際しっかりとやっておりますので、御了承いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　タケ聡美議員。

○４番（タケ聡美）　点検をしたけれども公表されていないということで、例えば保護者としては、令和２年から令和３年、コロナの感染拡大によって、集団登校から個人登校へと変わるという大きな転機があったのですけれども、そこから子どもたちの通学路は、今までは班で決められた通学路を通っていたのですけれども、個人登校になることによってお友達と登校することに変わり、現在、学校に確認したところ、通学路は各子ども、保護者が決めて通学しているということだったのですけれども、保護者としては、例えば令和３年以降も危険な箇所だったりとか、そういうところの点検が行われているのであれば、情報を得た上で、子どもがどこを通るのかというところを子どもと話し合うべきだと思うのですけれども、その点について、どうして公表はしていないのでしょうか。お願いします。

○議長（木下　敏）　学校教育課長。

○学校教育課長（柴田　憲）　先ほどの答弁の中でちょっと言葉が足りない部分があったかもしれません。

一応その後私どもは毎年、調査・点検を行っておりますが、学校からの申出では、特段新たに危険な箇所はないということで、御報告を受けておりまして、大きく変わるところがなかったということで、そのように対応させていただいております。

学校の通学路につきましては、集団登校の件、七重小学校だと思いますけれども、例えば七重小学校であれば、国道を通るときに、例えば横断箇所等は学校独自でここを通るようにとか、そのような細かい指導をしているところでございます。そういったことで、例えば本町１９号線のところの前の、ちょうど交番の前の横断歩道は使わないようにとか、そういったことで各学校のほうで、毎年変わるところもあるものですけれども、学校のほうで各自に子どもたちに、そして保護者にお話をしているというふうに聞いておりますので、御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　タケ聡美議員。

○４番（タケ聡美）　ありがとうございます。

交番前の信号に関しては、私は学校側から通達があったという記憶はないのですけれども、校長先生に確認したところ、そこは通らないようにしているというお話は伺っておりました。

３番に移るのですけれども、３番の町道本町１９号線の通学路として、利用状況はどの程度把握されているのでしょうか。もう一度お願いします。

○議長（木下　敏）　学校教育課長。

○学校教育課長（柴田　憲）　お答えしてまいります。

通学路としての利用状況でございますけれども、申し訳ございません、例えば何人通ったとか、そういった形での把握はしておりません。ただ、学校に確認したところ、先ほどもお話ししたとおり、町道本町１９号線、地域センターから上がってくる道路なのですけれども、そこ

の前にはちょうど横断歩道がございますが、そこは通らない、そこを横断しないように、学校の前の横断歩道を通るようにという指導がされておりますので、基本的には小学校はあそこを通る子どもは、積極的に通らないように学校は指導しているという状況でございます。

中学校のほうは、そういったことはしておりませんので、付近の住民、近隣に住まれている生徒は使われている状況。ただ、私も何回か現地を見させていただきましたけれども、やはり中学生につきましては、そういう学校の指導もないものですから、かなりの数の子どもがそこを通過するような状況です。

小学生につきましても、やはり目の前の信号は通過しないようにという指導はありますけれども、ただ、実際住まわれているお子さんたちが住宅街のど真ん中ですので、やはりある一定数以上の子どもたちは通るということで、通学路としてそれなりに利用されているというような状況であると認識しております。

ただ、道路が近年ちょっと国道側の建物がなくなりまして、見通しは若干よくなりましたけれども、やはり場所によってはかなりせり出して狭いところもありますし、そういったことでは、車が通ったときには子どもたちは安全かと言われるとなかなか安全とは、やはり広いほうが望ましいという判断でありますので、私どもとしては通学路としては、できればなかなか狭いので難しいところでありますけれども、実際にそれなりの通行量が、利用量があるというふうに認識しておりました。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　タケ聡美議員。

○４番（タケ聡美）　本町１９号線に関しては、光陽団地ですとかカメリアタウン、新興住宅の辺りから、かなりの児童生徒が小学校、中学校に向けて上がってくる道路だと私は考えております。私自身の子どももそこを通るのですけれども、あまり通ってほしくないなと思うほど、車幅が狭いです。特に雨の日、傘を差していると、かなり通行しづらい状況があるかと思います。

令和３年度に合同点検によって、危険箇所であるということで注意喚起にとどまっているわけですけれども、今後、学童保育の新設によって、かなりその辺りの通行環境が変化することは明らかだと思うのですけれども、改めて本町１９号線の現地調査であったりとか、安全点検を今後実施するお考えはありますでしょうか。お願いします。

○議長（木下　敏）　学校教育課長。

○学校教育課長（柴田　憲）　お答えしてまいります。

本町１９号線は、やはり通学路としてはなかなか安全だと言い切ることはできないというふうに認識しておりまして、そういったこともありまして、令和３年度の調査では危険箇所ということで、私どものほうに報告が上がっているところでございます。

ただ、土木課のほうでも工事が検討されているというか、工事が今考えられているということで、それまでの間、ただそのままというわけにはいきませんので、先ほどの１回目の答弁と重なってしまいますけれども、それまでにつきましては、やはり道路を安全に通れるような、私たちでできるような短期的な道路の草刈りですとか、除雪の徹底ですとか、子どもたちへの呼びかけということで、まずは学校に働きかけて、道路管理者に働きかけていきたいと思います。

通学路の点検は毎年行っておりますので、七重小学校だけでなく全町立学校で行っておりますので、そういったことで改めて考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　タケ聡美議員。

○４番（タケ聡美）　ありがとうございます。

続きまして４点目。３点目から続くのですけれども、本町１９号線は多くの児童生徒が利用する通学路である一方で、幅員が狭く沿道住宅もあることから、安全面にかなり課題があるのではないかと感じております。

第１２次町道整備５か年計画において、町道本町１９号線の整備内容が示されていますが、

具体的にはどのようなものなのか、もう一度お願いいたします。

○議長（木下　敏）　土木課長。

○土木課長（坂田純一）　本町１９号線の整備計画につきましては、令和９年度から事業に着手しまして、まず、測量設計、物件調査を実施しています。令和１０年度から令和１１年度にかけて、用地買収、支障物件の補償、令和１２年度移行に工事着手して、令和１５年度に完成予定としております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　タケ聡美議員。

○４番（タケ聡美）　ありがとうございます。

令和９年度から整備が予定されているということで、学童施設の開設も令和９年４月から同じタイミングで始まるわけですけれども、交通量の増加が予想され、整備完了までの安全対策についてはどのようなお考えがありますでしょうか。

○議長（木下　敏）　土木課長。

○土木課長（坂田純一）　通学路の安全管理につきましては、教育委員会とも協力しながら、児童への注意喚起をしていきたいと思っております。

また、通学路として危険な箇所であると認識しておりますので、できるだけ早期に工事を完成できるように努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　タケ聡美議員。

○４番（タケ聡美）　そうしますと、例えば工事期間中は、そこは通学路として使えなくなるという可能性はありますでしょうか。

○議長（木下　敏）　土木課長。

○土木課長（坂田純一）　工事期間中も通学路として利用できるような体制をつくりたいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　タケ聡美議員。

○４番（タケ聡美）　ありがとうございます。

本町１９号線に関しまして、毎日子どもたちがこの道路を利用していますので、整備が必要だと認識されながら遅くなっていくのではなくて、危険性を受け止め、１日も早い道路整備の実現に向けて取り組んでいただけることを求めて、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（木下　敏）　通告順に発言を許します。

上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　通告に従いまして、３問質問させていただきます。１問ずつ進めてまいりますので、よろしくお願いします。

１問目は大沼の水質改善についてであります。

大沼の水質は、長年にわたり改善が求められる課題であったが、一向に改善が進んでいない。そこで、以下の点について伺いたい。

１点目、大沼の水質改善のため、官民一体となった大沼環境保全対策協議会が設置されて活動してきております。平成７年１１月に協議会が設置されてから３０年が経過しておりますが、大沼の水質は一向に改善が進まず、一層水質の悪化が進んでいるという状況です。特に令和５年度と令和６年度には、これまでにない水質の悪化が進んでおります。その原因について把握しているのか伺いたい。

２点目、大沼の水質改善が進まない原因は、流入河川軍川、苅間川、宿野辺川などから流入する汚染物質の流入防止対策が十分取られてこなかったことにあると思われますが、この点に関して、大沼環境保全対策協議会が実施してきた六つの水質保全対策事業が行われておりますが、それぞれどのようなことが行われてきたのか、その内容と成果、今後の課題などについて伺いたい。

３点目、大沼流域の３河川は、降雨時にはＣＯＤ、全窒素、全リン、浮遊物質の流入が激増するが、こうした３河川の流域の汚染物質発生源について、七飯町として専門家を含めた調査対策特別委員会を設置して、１年間環境調査を実施し、具体的対策の検討を行い、財政措置を含めた抜本的対策を北海道に提言するべきと思うが、町の考えについて伺いたい。

以上です。

○議長（木下　敏）　暫時休憩いたします。

２時１０分に再開いたします。

午後　１時５３分　休憩

―――――――――――――――――――

午後　２時０８分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

上野武彦議員の１問目の答弁から入ります。

環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳收）　それでは、１点目から順にお答えいたします。

１点目について。大沼の水質につきましては、大沼環境保全対策協議会をはじめ、関係機関や地域の皆様と連携しながら水質改善に取り組んできたところであります。

御質問の令和５年度及び令和６年度における水質悪化の要因についてでありますが、大沼への流入水量や湖水の貯流量、湖底堆積物の影響など様々な要因が関係しているものと考えております。しかしながら、現時点において特定の要因を明確に把握するには至っておらず、詳細な原因調査も実施しておりません。

一方で、流入河川の水質や流域の状況については、この１０年ほど大きな変化は見られておりません。

このことから、令和５年度及び令和６年度におけるＣＯＤ値の上昇につきましては、降水量不足や湖水量の減少により栄養塩類の希釈効果が低下したことや、水温が上昇しやすい環境となったことがアオコの発生やＣＯＤ値の上昇に影響した可能性があるものと推察しております。

今後につきましても、北海道、関係機関と連携しながら、水質の状況を注視し、必要な対策について検討してまいります。

次に、２点目についてお答えいたします。大沼環境保全対策協議会において実施している六つの水質保全対策事業について、その内容、成果及び課題を申し上げます。

まず一つ目の大沼・小沼の水質等の監視についてであります。大沼・小沼は北海道が、流入河川は町が定期的な水質調査を実施し、水質の現状や経年変化の把握に努めております。

一方で、監視による現状把握だけではなく、得られたデータを効果的な対策へ結びつけていくことが課題であります。

二つ目の特定事業場に対する監視指導の徹底についてであります。北海道による立入検査や排水基準の確認が行われており、現在のところ法令違反は確認されておりません。事業場排水の適正管理が維持されていることは成果でありますが、引き続き継続的な監視が必要であります。

三つ目の水質改善対策についてであります。水質改善対策に資する農地における対策では、耕作土の流出防止対策が進められ、河川の濁りは大きく改善しております。今後は、窒素やリンなど栄養塩類の流出抑制効果の検証が課題であります。

次に、水質改善対策に資する中・下流域における対策では、苅間川下流域に整備した水質浄化エリアにおいて、ヨシを植栽し水質浄化を図っております。今後も効果の検証と改善が必要であります。

次に、水質改善対策に資する湖内対策では、しゅんせつについて検討してまいりましたが、生態系への影響も懸念されることから、科学的知見を踏まえた慎重な検討が必要であります。また、アオコ対策として、令和６年度から回収作業を実施しておりますが、根本的な発生抑制対策が課題となっております。

四つ目の家畜排水対策についてであります。家畜排せつ物管理適正化指導チームによる巡回指導を実施し、適正管理の推進に一定の成果を上げておりますが、引き続き管理の徹底を図ってまいります。

五つ目の各種開発事業における環境に配慮した工法等の推進についてであります。公共事業等において環境に配慮した施工が行われており、今後も環境と開発保全の両立を図ってまいります。

六つ目の生活排水対策の推進についてであり

ます。浄化槽設置補助金制度を活用し、生活排水による負荷軽減を図っております。今後も浄化槽の普及促進と適正な維持管理に努めてまいります。

次に、３点目についてお答えいたします。雨天時における流入河川からの汚濁負荷の増加につきましては、農地、森林、市街地など、流域全体に起因する複合的な課題であり、その実態把握や対策の検討には、広域的な視点が必要であると認識しております。

議員御提案の趣旨を踏まえ、まずは大沼環境保全対策協議会において、構成団体や関係機関と連携しながら、工事を含めた流域全体の水質や流出負荷の実態把握に向けた調査の必要性について協議してまいります。

また、汚濁負荷発生源や流出経路の把握に向けた調査手法についても検討を進め、その結果を踏まえながら、効果的な対策の在り方について議論を深めてまいりたいと考えております。その上で、大沼環境保全対策協議会の構成団体である北海道との連携を一層強化し、必要な調査や対策、さらには財政支援の在り方についても協議を重ねながら、大沼の水質改善と良好な自然環境の保全に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　１点目から再質問させていただきます。

令和５年、令和６年に関しましては、それまでの水質よりも汚染が進んでいるというのは、町のほうでも認めているところですよね。その理由として、流入河川からの水の希釈が十分行われなかったから、濃い汚染物質が流入したという考え方でした。ですけれども、これはちょっと違うのでないかなというふうに思います。これは３問目のところで、もう一度質問いたしますけれども、要するに、大沼に流入する河川の汚染物質は、雨が降ったときほど大きな数値になるわけです。ですから、雨が降らなかったから濃縮したものが流れ込んで云々、これは全く逆で、それはちょっと当たらないということを申し上げたいと思います。

これは後で述べることですけれども、令和５年、６年、７年は数値が上がってきているのは事実です。従来は、例えばＣＯＤで言えば、基準が３．０ミリグラム／リッターなのですけれども、３から４、５ミリグラム／リッターまではなかなか行かなかったのが、この令和５年、令和６年に関しましては、例えば大沼・小沼では小沼のほうが汚れがひどいわけです。大沼でも令和５年では高いときは６．１ミリグラム／リッターです。基準の２倍以上です。それから令和６年度は９．８ミリグラム／リッターということで３倍以上。それから、小沼では、令和５年度につきましては、高いところで６．３ミリグラム／リッター、２倍ちょっとです。それから令和６年度、１０ミリグラム／リッターまで行きました。３倍以上になりました。要するにこれまでの数値より汚染が進んでいる実態になってきているということですけれども、今の担当課長の答弁では、全くその現状を事実として把握していないと。雨が降らなかったので、濃縮した汚染物質が流れたのではないかというような言い方でした。これは全く当たらないので、その辺についてはまず改めていただきたいなと思います。原因については、そうではないでしょうというふうにまず言いたいと思います。

２点目なのですけれども、大沼の水質改善が進まない原因、これは流入河川の軍川、苅間川、宿野辺川、ここから流入する汚染物質、この流入防止対策が十分取られなかったことによるのではないかと。先ほど答弁されました大沼環境保全対策協議会は対策の予算を持たない会議なのです。ですから、汚染物質が流入していてもそれに対する対策が打てない、そういう委員会なのです。監視、それから指導だけなのです。ですから、本来の汚染物質が発生している牛舎だとか、それから牧草地、デントコーンの畑、こういったところから流れる汚染物質、これに対する対策は全くこの間、この３０年行われてきていないということなのですよね。ですからどんどん汚染は進んでいく。対策らしい対策はない。指導監督だけしかしていないというのが実態です。そういうことから言うと、本当

に汚染物質の発生源対策、流入対策、これを具体的な形で実施しない限り、大沼の水質汚染は防止できないだろうというのが私の考えです。

ですから、そういったことから言うと、今の大沼の環境保全対策協議会、対策として六つの対策を打ち出していますけれども、全て監視・指導だけで、実際の汚染の発生源対策、流入対策、これは具体的に何もできない、予算も持っていない、そういう委員会ですので、そこに希望を託すなどということは全くできない。これはこの３０年間の経過を見れば、はっきりしているわけです。

対策協議会は、この３０年間に３回ほど対策の政策そのものを打ち出していますけれども、全て今言いましたように、監視・指導だけなのです。ですから、この３０年間を見ても、大沼の水質が改善されず、かえって汚染が進んできたということを考えますと、３番目の点、これをやらない限り、今後さらに汚染は進むだけで改善は進まないと思うわけです。

この点について再度、課長の答弁をお願いいたします。３番目です。

○議長（木下　敏）　環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳收）　それでは、３点目でございます。

確かにこの協議会については、特に予算を持たずに実施してございます。しかしながら、各構成している北海道をはじめ、近隣の町、民間の事業所、そういうところで、先ほどの御質問でお答えさせていただいた六つの事業については、各それぞれの団体が予算をつけて実施しているというところでございます。私どもが管轄している協議会においては、それぞれ年度、毎年の実施計画、あとは１０年ごとの計画を策定して、それに向かって各団体、七飯町も含めて、七飯町は七飯町で、私の課のほうで予算をつけてしゅんせつしたりとか、いろいろなものを行っているところでございます。

議員の御指摘のとおり、３点目について、当協議会のほうに予算がないと。それで、その協議会について、決定的に専門機関とかにお願いしてという形で事業を進めるべきだということの質問だと思います。また、今年度、協議会の中で、専門機関について、その辺の事業をやっていきたいという形の提案をさせていただきたいと思っています。

令和元年に専門機関について、一度調査をかけて結果をいただいていることもありますので、再度また近年、今後、そういった専門機関のほうの調査も実施するべく皆様と、関係団体と協議しながら、議員の御提案の専門機関を含めた検討というのも実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　専門機関での調査は令和元年にやったことがあるということでしたけれども、それは調査だけで終わって、そのとき対策は打っていないのですか。

○議長（木下　敏）　環境生活課長。

○環境生活課長（村山徳收）　そのときの専門の令和元年に行った調査についてでございますが、こちらについては、大沼環境基準未達成原因究明調査の概要というところで報告を受けてございますが、調査から得られた知見ということで、報告内容で読ませていただきますが、調査の結果、流域から流入する外部負荷、湖底堆積物からの内部負荷、気象条件や水の滞留条件が複合的に水質へ影響していることが確認されましたと。一方で、流域内のどの地点、どの発生源がどの程度水質悪化に寄与しているかについては、さらなる調査が必要であるという結果を受けてございますが、その後については、先ほど報告を受けた流入する外部負荷、あと気象条件や水の滞留状況については、各構成団体で調査しておりますが、具体な特定にはまだ至っていないというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　専門的な機関に調査云々というようなことはありましたけれども、その後、それに基づく具体的な対策が行われてこなかったということで、汚染はかえって進んでいるというような状況です。

大沼の流入河川は三つあります。軍川と苅間川と宿野辺川。それで、先ほどは雨が降らないときに濃縮されたものが流入するから云々という話がありました。ですけれども、これは令和７年度の降雨時、雨が降ったときのデータです。例えば軍川、１１月ですけれども、ＣＯＤは３ミリグラム／リッター以下なのですが、実際は８２ミリグラム／リッター、２７．３倍の汚染が流入しました。全窒素は０．４ミリグラム／リッターなのですけれども、１１ミリグラム／リッター、基準の２７．５倍の汚染物質が流れました。全リンは０．０３ミリグラム／リッターが基準です。これが２．５ミリグラム／リッターという数字になって、基準の８３．３倍の汚染物質が流れた。浮遊物質は５ミリグラム／リッター以下になっていますけれども、このときは１，１００ミリグラム／リッター、基準の２２０倍の汚染物質が、この軍川の下流で流れたということになりました。

苅間川についていいますと、同じ雨の降った日なのですけれども、ＣＯＤは９６ミリグラム／リッターで３２倍、全窒素は２５ミリグラム／リッターで６２．５倍、全リンは４．６ミリグラム／リッターで基準の１５３倍、浮遊物質は１，５００ミリグラム／リッターで基準の３００倍、これが苅間川の数値です。

宿野辺川です。宿野辺川も同じ日、雨の降った日ですけれども、ＣＯＤは２６ミリグラム／リッターで基準の８．６倍、全窒素は２．０ミリグラム／リッターで基準の５倍、それから全リンは０．３８ミリグラム／リッターで基準の１２．６倍、浮遊物質は１６０ミリグラム／リッターで基準の３２倍ということで、雨の降ったときほど、実際はこの河川から汚染物質が大量に流れ込むというのが実態なのです。ですから、そういう状況を、どこからどのようにこういう汚染物質が発生して流れてくるのか、この実態を調査する委員会をきちんと設けて、そして、そのための対策はどういうことが必要なのかということまで含めた対策の方針を打ち出して、その予算を出すのは町ではなくて、北海道が管理する大沼の関係ですから、北海道に具体的な対策を実施するよう、予算を含めた実施計画を提出するという方向でないと、今の課長のような答弁の方向では、もう大沼の水質改善は進まないということが、これまでの経過から明らかなわけです。そういう基本的なことなので、これに関しては、きちんとそういう方向を打ち出して対策に取り組まないと、今後また何十年とこういう状態が続くということが起こります。

ですから、その辺について、そういう方向で努力するということ、これが必要だと思うわけです。これについては、町長に決意を述べていただき、そういう方向で取り組むかどうか確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　大沼の環境保全対策につきましては、平成７年から環境保全計画が立ち上がって、もう３０年経過したということで、この間１０年に１回計画の更新もしてきたという中で、当初立ち上げたときの担当が、私が係長でございまして、そのときにこの文化センターのホールでシンポジウムの旗上げをやった機会がありました。

その中で、信州大学の沖野教授という先生が来られまして、また、北大の水産学部の先生からも水質の関係でのいろいろな調査結果、陸水学会というような形で、湖を専門にやられている先生たちの知見なども報告されて、環境保全、水質改善に向けた取組というようなことで、環境保全対策協議会のほうにはそれぞれ農業だとか、水産だとか、林業だとか、開発建設部だとか、北海道の建設部だとか含めて関係する機関が入りまして、そこの中でそれぞれの各構成団体のほうで取り組める事業について、補助事業だとかも含めて、推進していって、水質浄化に努めていくと、改善に努めていくというような形で来ておりましたけれども、なかなか気象変動も含めて、自然のものというような中で、改善というか、上野議員がおっしゃるような形で、若干水質がいいほうにというか、状況がほとんど変わらずというか、時には湖水のＣＯＤ値が基準値の３ミリグラムを倍に超えるよ

うな形も出ているというような状況の中で、今、質問の中で出ておりました流入３河川の降雨時の水質というようなことでございましたけれども、そういう部分も、函館周辺の大学の先生にも降雨時の調査もしていただきながら、これまでも水質改善にデータを集めて、どんな改善策をしていけばいいのかというような形の中で、環境保全協議会全体の中で議論をして、今ここまで進めてきたというような状況でございます。

大沼湖の場合は水利用が多岐にわたっておりまして、それこそ観光で使っている遊覧船の走行だとか、水に関しては北海道電力の水力発電に使ったり、かんがい用水として大野平野で米を作るのに使ったりとかということで、自然の湖と言いながらも、かなりそういう経済利用もある中で、水位調整をされて、非常に水の調整が難しいというところでもありまして、これに関しては、本当に大沼環境保全対策協議会を含めて、そういう関係した水を利用されている各種事業者の方々とも事業調整をしながら今日に至っているという状況の中で、これ自体は、やはり豊かな自然環境という中での観光事業も含めて、水質の改善だとか、あるいは風景、景色の観光地ということもございまして、大事な私たちの観光資源でもありますし、そこで経済活性化ということで、様々な生産物も生まれているというような状況でございますので、この部分、３０年を超えて４０年目に向けて、対応、調査をきちんと進めながら、各関係する団体にもいま一度重点的に取り組んでいただけるように、七飯町からも要請しながら、北海道の重点対策湖沼にも位置づけられているということでございますので、北海道とも連携協力して、地域の方々の御協力も受けながら、水質改善に努めていきたいというふうに考えておりますので、御協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　今の町長の答弁では、水質改善に努めていきたいということは述べましたけれども、実際にこれまでの経過を踏まえた場合に、大沼の環境保全対策協議会は渡島支庁だとか、渡島振興局だとか、近隣の例えば鹿部町だとか、森町だとか、七飯町、とにかく多くの関係機関、団体が参加している組織なのです。５３人も集まらないと会議が開催できないくらい大きな会議なのです。そんなところで、実際にこの大沼の水質改善の具体策を打ち出せるかということを、私は質問しているわけです。

町長の答弁では、私の言うような対策検討委員会、具体的にもう少し規模の小さい専門家を含めた調査・対策を行う委員会を設置して、１年間の大沼の環境の調査を行って、いつの時期に、どこからどのような汚染物質が流入するのか、具体的に把握した上で、それに対する対策を具体的に予算を伴う形で提案するという組織をつくらないと、改善は進まないのではないかという質問なのです。

町長、それについて、今の答弁では、全くそういう方向でということは述べられておりませんので、もう一度、そういう方向で努力するということを述べていただければと思います。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　大沼環境保全対策協議会は、構成する各団体がそれぞれに対策できることを、これは年に１回か２回、対策協議会の中で実施してきた事業だとかを報告し合い、そして改善策がどうだったのかということを検証する協議会でもございまして、その中で各構成団体が進めている事業の確認と協力要請をしながら、これまでも続けてきた中でなかなか成果が見えていないということでございますが、これからその部分をより一層強化して各種団体に御協力を求めながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　町長の答弁では、この対策協議会の協力を得ながら云々ということなのですけれども、この３０年間、この組織が予算も伴わない委員会として活動して、そこに任

せてきたということが、この大沼の汚染が改善しなかった原因だと思うのです。そうでしたら、それに対する対策協議会ではなく、もう少し規模の小さい機動力のある調査特別委員会を、対策も含めた、そういうことを打ち出せる委員会を設置して検討して、方向を打ち出すということが必要なのではないかというふうに私は言っているのですけれども、町長の答弁は、そういう方向でない形でやるという意味に取られるのですけれども、そういう方向でやるべきではないかというふうに質問していますので、もう一度お願いします。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　大沼環境保全対策協議会は予算のない協議会だということですが、ここ自体が事業を実施する会ではございません。ここは、ここを構成する、先ほど答弁しましたけれども、各種事業をやられている団体といいますか、事業者、そして開発建設部とか、北海道の建設部だとか、あるいは産業振興部だとか、七飯町、森町、鹿部町だとか、構成する団体がそれぞれ協力していただくという、それぞれが事業を進めていただくというような形の中で、それぞれが事業を進める中では補助事業もあったり、七飯町としても水質改善事業というものも実施しておりますけれども、そういうものをここのところで確認、それから要請するような場でございまして、それぞれの構成する団体に、改めてまたより一層の重点的な水質改善の事業の御協力を求めながら、構成する七飯町としても、七飯町ができることというような形での事業なども、今後も考えていきたいというふうに思っておりますので、議員から提案のあったような水質調査も含めた中で、また、そういう調査、大学との連携した調査だとか、そういうものも十分に検討して、次につなげられるような形で、大沼環境保全対策協議会を中心とした、そこを構成する各種団体、七飯町も含めて、そういう事業に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　町長はやはり対策協議会に依存した形の取組という方向を打ち出していますけれども、この問題については、七飯町が本来の地域の町ですから、七飯町が中心になって具体策を提案して進めていかないと、この問題は本当に進まないのではないかと思うのです。今の町長の答弁では、もっと主体的な立場で調査特別委員会、そういう形のものをつくって、具体策を１年間かけて調査して、打ち出していってほしいということをお願いしているわけです。そういう方向で基本的に努力すべきではないかと思うのですが、町長はそうではないと思っているような答弁なので、もう一度、そういう方向で町としてはやる必要があるのではないかという私の意見について、もう一度はっきり答弁をお願いします。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　大沼の水質改善というのは、本当に短編的にできるものではなくて、そこの集水域を含めて流入河川、それから湖、全体の関係する事業者の皆さんに協力してもらって、総合的に進めなければならないものでございまして、それを総合的に把握し、そして全体的に確認して、そういう協力を求めていく場が大沼環境保全対策協議会ということになっておりまして、例えば大沼・小沼に関しては、河川というような位置づけになりますけれども、北海道建設部の所管になりますでしょうし、流入河川についても、普通河川だとか、二級河川だとかということで、町が管理する河川だとか、道が管理する河川だとか、そういう部分もありますし、それから、集水域、水が入ってくる区域につきましても森町、七飯町と、それから流れていくほうでは鹿部町というようなこともありますでしょうし、これは本当に構成する団体全体で取り組んでいかなければならない対策でございまして、そういう意味では、そこの部分の調整も含めて、それぞれの所管する事業をきちんと推進していただくというような形をこの場で確認するというような場でもございますので、きちんとこの環境保全協議会を活用して、

そして、それぞれの各種事業団体に推進事業として、これまで以上に協力していただけるように要請していきたいと思っておりますし、七飯町自身としても、七飯町でできる事業をこれまでもしてきている部分がありますけれども、そこから進んだ事業、あるいは新しい事業なども検討していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　町長はあくまで、この環境保全対策協議会に依存した形で、それをより効率的な活動をするようにという方向での答弁しか出てきませんでしたけれども、その環境保全対策協議会というのは、先ほども言いましたように、専門部署もいろいろあるわけです。ですから、その中から、この大沼の水質改善の具体策、要するに予算を伴う具体策、これを実施する調査特別委員会を、その中でもいいのですよ。そういう機動力のある委員会を設置して、調査をして、こういう対策が必要だということを具体的に打ち出す、そういう委員会を、七飯町としては提案して進めていくというような方向で努力する考えはないかというようなことで、最終的に町長の答弁をもう一度お願いします。

○議長（木下　敏）　上野議員に申し上げます。

もう同じくだりが４回で、町長ははっきり言っていないだけで、やらないということを言っているのです。上野議員の提案を検討するということを言っていないのだから、それを４回同じ答弁で環境保全対策協議会とやっていきますと言っているので、またも同じのを求めるというのはもうちょっと、もう４回ですので、ＹｏｕＴｕｂｅを見ている人たちもずっと見ていますので、切り口変えてください。

上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　では、２問目に行きます。七飯町の地域公共交通についてです。

町長は今回の町長選挙で、地域交通計画を推進し、ＡＩデマンド型乗合交通の実証実験を進めますとの選挙公約を発表しているが、以下の点について伺いたい。

七飯町は令和４年度から令和９年１０月までを期間とする地域公共交通計画の推進に取り組んできているが、この計画との関係はどうなのか。

ＡＩデマンド型乗合交通実証実験の実施に際して、ＡＩ機器の整備や住民ニーズの把握、どのようなデマンド型乗合交通を実施するのか、関係会社との調整など、実証実験の実施のため、どのような形で計画を進めようとしているのかについてお伺いいたします。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　現在の七飯町地域公共交通計画では、本町・大中山地区については、公共交通としてＪＲ、路線バス、また、大沼地区にはＪＲ、藤城・峠下地区には路線バスがありますが、各地区内で居住地が広く分布しており、町内生活関連施設やバス停留所なども含めた移動支援を検討することとしております。

ＡＩデマンド交通につきましては、乗車希望者が事前に電話やアプリで予約したデータをＡＩが解析し、どの順番、どのルートで回るかを自動的に最適化し、その結果、路線バスのような決まったルートではなく、需要に応じて柔軟に運行する乗合交通となるものですが、今後、導入につきましては、費用対効果も念頭に置きながら、システム開発事業者と協議を進めていく予定となっております。

また、運行事業者につきましては、システムの活用のほか、運行形態などについても協議を進めていくこととしておりますが、町が行うデマンド交通事業の実証実験に回すことができる車両や人員の不足、既存タクシーへの影響なども懸念しているところでございます。

今後も関係事業者や北海道運輸局函館運輸支局などと協議を進め、本町地区、大中山地区の地区内移動や、藤城・峠下地区の市街地までの移動に係るデマンド型交通の実証実験について検討してまいりますので御理解願います。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　デマンド型のタクシーによる実証実験、これは既にやっているわけです。そういう中で、ＡＩでやる理由といいますか、それについてはどのような理由でＡＩなのか、その辺についてもう一度きちんとお伺いします。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、ＡＩデマンド交通につきましては、ＡＩが解析してどの順番、どのルートで回るかを自動的に最適化して、柔軟に運行できるものとなっています。

ただ、当然システムの導入であるとか、ランニングコストにつきましては費用がかかる。その運行の形によりますけれども、必ず運行費用というものがかかってくるということで、ここは先ほども言いましたが、経済費用対効果というものも念頭に置きながら、導入については慎重に進めたいと考えております。

以上です。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　ＡＩでやる理由というのが、従来やったタクシーでの実証実験と、どのようなＡＩでなければならないような理由なのかというのは、十分はっきり説明されたとは思っておりません。

前回は、七飯町のほくとハイヤーだとか、これは町内のタクシーです。それから桔梗ハイヤー、こういった近隣のタクシーが利用されたわけです。それで、町内のタクシーだけでは十分対応できなかったという問題と、それからタクシーによる個別の一人一人の利用があったとしても、非常に限界があるというような状況の中で、なぜＡＩなのか、ＡＩによってどのような、これまでの問題の解決ができるのか、それについてもう少し分かるように、ＡＩでなければならない理由について、説明をお願いしたいなと思います。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　ＡＩの導入について検討しているというところでございまして、必ずしもＡＩでなければならないというふうには捉えておりません。ただ、先ほども説明したとおり、ＡＩを導入することによって、効率的な運行、例えばどういう回り方をすれば最短で行けるかとか、時間を節約して回れるかというところが、ＡＩの利便性というところでございまして、必ずしもこれを地域公共交通に導入するに当たって、七飯町にとってこれが適切なのか、または費用対効果として、これだけのものを導入した結果、それだけの効果が得られるかというところも含めて、今後導入については検討していきたいと考えておりまして、そこは御理解願います。

あと、タクシー会社、前回はデマンド型ではなくて、タクシーチケットの割引の券を発行したときに、そういう話もありましたけれども、今後町内の事業者ともいろいろお話合いはさせていただきますけれども、それがなかなか難しいということであれば、近郊の町外のタクシー会社等ともいろいろ御相談させていただきたいという考えはございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　ＡＩでなければならない理由というのは、はっきりした状況では答弁されておりませんでした。

要するに、どのようなルートで走ったら一番効率的なのかというのをＡＩに判断してもらうだとか、そんなことを言っていましたけれども、町内を走っているタクシーの運転手は、どういうふうに走ったらいいかぐらいのことはもう把握している状況ですよね。そういう中で、ＡＩでなければならない理由というのは何なのかというのは、全く今の課長の答弁ではどちらでもいいみたいな感じでの答弁でした。

私が考えたのは、もしＡＩであれば、例えば乗合タクシーみたいな形で、一人だけの需要でなくて、そのときあちらこちらにいる需要の、乗りたい人の情報を把握して、こういう形で回れば、例えば乗合タクシーみたいな形で合理的な運行ができるというようなことも考えたのかなというふうにも思ったわけですけれども、何かＡＩでなければならない理由というのが、課

長の答弁では出てこなかったということなので、これについては提案者である町長に、もう少し分かりやすい答弁をお願いします。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　すみません。ＡＩのことばかり出ているのですけれども、結局上野議員がおっしゃっているように、一般のタクシーというよりは、乗合タクシーでタクシー料金を安くして、皆さんが利用しやすいようにということで、乗合型のデマンド式という、申し込んだ人が乗れるタクシーを想定しておりまして、そのタクシーで、例えば時間を決めて、何時発の乗合タクシーがありますよということの中で、利用したい方がタクシー会社とかに連絡したときに、４人、５人、６人となったときに、その方々のお宅にお迎えに行くのに、どのルートを選択していったら早くて効率がいいのかというのを、ＡＩのソフトでもって道順を案内するというシステムでございまして、おっしゃっているように、限定した区域で動かした場合、タクシーの運転手さん自体が道路事情に詳しくて、回るのはもうなくても大丈夫だよということであれば、何もこういうＡＩのシステムを入れなくても、経費がかからないで注文できるというような形になるかと思いますが、いずれにしても、この乗合型のデマンドタクシーというものを運行するとなった場合には、ある程度の地域の範囲を決めまして、その地域の範囲の中で乗っていただいて、目的地に、例えば病院とか、お買物だとか、例えば文化施設だとかというような形に、乗られた方が例えば５人いたら、５人とも同じ場所だったらいいのですが、それぞれの目的地が違うという場合には、お迎えに行くルートのほかに、そこからお送りする場所へのルートだとかというものをナビゲーションで情報を提供するというような部分が必要であれば、ＡＩを活用した、ソフトを活用したＡＩ乗合デマンドタクシーというような形で進められるのかなと考えているところなのですけれども、本当に地域限定で、運転手さんがナビゲーションがなくても回れるような状況であれば、ＡＩにこだわらず、コストを下げて運用するということも可能なので、そういうものを含めて、デマンド型の乗合タクシーというシステムはシステムとして今、実証実験に向かっていきたいなと、地域公共交通会議の中で、計画の中にも載っていますので、その中で確認しながら進めていきたいと考えておりますので、
今、最先端で進んでいるのがＡＩデマンド型乗合タクシーということなので、そういうものを七飯町としても、近隣で活用しているものも参考にしながら、研究していきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　乗合タクシー的なことを考えているということですけれども、それにしても、最初、質問で挙げました課題については、先ほどの課長の答弁でははっきり答弁されておりません。

例えばＡＩ機器の整備だとか、それからいつの時期に、例えば今、町が進めている地域公共交通計画、これは令和９年１０月までにという形での計画が進められているわけです。これとの関係がどうなっているのか。それから、そういったＡＩ機器の整備はどこがやるのか。町がやるのか、例えばタクシー会社にやらせるのかとか、そういった具体的な質問の中身についての答弁が個々にされていなかったので、その辺についてもう一度分かるように。

今、町長の答弁で初めて乗合タクシー云々というような形で１人だけ乗せるのではなくて、複数の住民を乗せて運行するということを考えておられるということが見えてきたわけですけれども、そういったことを整理するＡＩの機器の整備、これはどのように、どこがやるのか、そういったことも含めてもう一度答弁をお願いします。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　まず、上野議員がお聞きしているＡＩの機器の整備ということでございますけれども、ＡＩの機器自体については、このＡＩのデマンドのシステムを開発する事業者、そういうシステム開発事業者がいろいろ整備しまして、そのシステムを例えばタク

シー事業者が使うということになれば、そのタクシー事業者に配置というか、端末を配置して、それを使いながらタクシー事業者がそれを見ながら、最適なルートをその機械で確認するといったような流れになると考えております。

また、その計画に沿った解析ということに関しましては、今まだはっきりとした実証実験の時期とか、どういう形にするのかという部分に関しましては、まだなかなかお示しできなくて申し訳ございませんが、今後、そういうことにつきましても、先ほど町長が言った乗合型というところも含めまして検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　検討してまいりたいということですが、具体的にもう来年の１０月までにという計画が進んでいて、この計画の中でやるのか、それとも全く別にこれから計画を進めるのか、そういうことも含めて今の答弁では分からないというか見えない、そういう答弁でしたので、もう一度、来年１０月までの町の地域公共交通の計画、この中でやるのか、それとも全く別でやるのか、そこも含めて、もう少しはっきり分かるように答弁をお願いします。

○議長（木下　敏）　政策推進課長。

○政策推進課長（笠原泰之）　令和９年１０月までの計画となっておりますので、最低でも実証実験につきましては、この期間内にある程度、どういうデマンド型のものなのかというところも含めて、既存のタクシー会社さんともいろいろお話しさせていただいた中で、最低でも実証実験について進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　それでは、３問目、自衛官募集に住民基本台帳の個人情報を提供していることについて。

七飯町が現在行っている自衛隊への個人情報提供などに関して、以下の点について伺いたい。

１、七飯町はこれまで１８歳（高校卒業予定年齢）と２２歳（大学卒業年齢）に達する者を対象にして、自衛隊の求めに応じて、電子媒体による個人情報を提供しているが、今日では、本人の同意なしに第三者に個人情報を提供できないことになっているが、どのようにして個別の本人に同意を得ているのか。

２点目、自衛隊への名簿提供に際しては、提供範囲の限定、目的外利用の禁止、情報漏えいの防止、秘密保護義務の徹底、利用終了後の返還・廃棄の確保、違反時の契約解除など、個人情報保護の観点から実効性のある措置が必要だと思うが、自衛隊とはどのような取決めとなっているのか。

３点目、高市政権は、憲法を改正して、戦争につながる憲法第９条への自衛隊の明記を実現させようとしている。平和憲法を守る立場からも七飯町が自衛隊への個人情報提供を拒否すべきと考えるが、町長の見解を伺いたい。

以上です。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　それでは、順次お答えしてまいります。

１点目、個人情報の提供は自衛隊法施行令第１２０条で、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる」と規定されており、自衛官等募集事務については、自衛隊法第９７条第１項で、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と規定されているとおり、市町村の法定受託事務として定められております。

さらに、令和３年２月５日付防衛省・総務省連名通知にて、募集に関する必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないことと通知されていることから、自衛隊法第９７条第１項及び自衛隊法施行令第１２０条に基づき、適正な事務であると認

識しております。

また、個人情報の保護に関する法律との関係においても、同法第６９条第１項では、法令に基づく場合を除き、個人情報の提供を制限しておりますが、本件については法令に基づき提供するものであり、個別の対象者から同意を必要とするものではありません。ただし、町では情報提供を希望されない場合の取組を行っており、提供除外申請があった場合は、提供対象者から除外する取扱いを行っております。

２点目、七飯町と自衛隊との間で提供された個人情報の目的外使用の禁止や使用後の廃棄などに関する覚書を交わしており、個人情報は厳正に管理され、使用後は確実に廃棄されます。

３点目、憲法に定める平和主義の理念を尊重する一方で、法令に基づく事務を適正に執行する責務があり、町としては法令に基づく依頼に対し、法定受託事務として現行法令の枠組みの中で事務を執行しておりますので、御理解願います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　まず、個人情報を提供しているということでいえば、個々の個人に対して情報提供していいかという確認といいますか、承認を得る必要があるということは町も認識しているということでした。ですけれども、実際に、そういった個々の個人に、除外申請ができるよ、それを申請しますか、どうですかという確認をどのような形でやっているのかということがまず問題になるわけですけれども、その辺についてはどのようにして実施しているのか、それについて伺います。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　今回の議員の御質問でございますが、まずこの部分に関しまして、個人の個別の対象者から同意を必要とするものではございません。ただし、町としては、繰り返しになりますが、情報提供を希望されない場合の取組を行っており、広報紙、ホームページ、ＳＮＳ等を使って、情報の提供を希望されない場合の申請の取組を行っているという部分を周知いたしまして、そのような取扱いを行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　個人情報を提供することについて、個々人の同意があるかどうかということでいえば、個々人に対してそういう情報を発信して、そして確認するということが、今回の場合の個人情報の提供の条件ではないかと思うわけですけれども、町は例えば広報にそういうことができるよという情報を載せたとか、インターネットに載せたとか、そういうような形でやっていると思いますけれども、それでは、個々人が本当にそういう情報提供の状況にあるということを認識するような状況にはならないのではないかと思います。要するに、例えば広報にしても、全ての町民がそれを見ているかどうかということになると、本当に限られた人が見ている。特に中学卒業だとか、高校卒業、大学卒業の若い年代の若者が広報をくまなく見ているかどうかということになると、そうではないだろうと思うわけです。そうすると、やはり個々人の同意を得るためには、個々人に対して、そういうことができますよ、こういう情報提供する予定ですがよろしいですかとか、そういう具体的な個別の対応をしなければ実施できるものではないと。要するに個人情報の提供は、個人の同意を得なければ駄目ではないかと思うわけですけれども、今の町の答弁ではそこまでは必要ないみたいな答弁でしたけれども、本当にそうなのかどうか、それを確認したいと思います。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　まず周知の部分でございますが、広報紙についても行っているところでございますが、名簿提供の対象者は若年層の方々でございます。ホームページやＳＮＳ等のデジタルツールを活用した周知につきまして、対象者本人のみならず、御家族や知人、友人などにも広く制度が認知されるものと考えてございます。そういったところで、こういった広報を行っておりますので、御理解願いたい

と思います。

また、同意の部分でございますが、こちらは法令に基づき提供しているものでございます。個別の対象者からの同意を必要とするものではないと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　法令に基づき実施しているものだから、個別の個人の同意を得るまでの必要がないよというような言い方でした。ですけれども、これは本当に個人情報の提供の問題です。そうしますと、やはり個々の個人に対して、実際にはっきり伝わるような方法で承認を得る必要があるのではないかと思います。そういった点でいえば、今の広報紙だとか、ホームページ、ＳＮＳ、こんな形でやっているからいいよというべきものではないのではないかと思います。そういう点でいえば、本当に個別の本人に対して承認を得る、同意を得る、そういう形の取組が必要ではないかと思うのですが、その辺についてもう一度確認したいと思います。

○議長（木下　敏）　情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　繰り返しになりますが、情報提供を希望されない場合の取組について、そのようなホームページ、広報紙、ＳＮＳなどを通じて周知しているというような状況でございまして、繰り返しになりますが、ここの部分は法令に基づき提供しているものでございますので、個別の対象者から同意を必要とするものではないと考えてございます。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　上野武彦議員。

○１１番（上野武彦）　法令に基づいて情報提供しているというのは分かります。それは自衛隊法云々というような形でできるということなのですけれども、しかし、その実施の内容については個別の個々人の同意が、個人情報の提供ですから、これは必要だというのは、私は絶対必要だと思います、個人の承認を得るということは。ですから、個人情報の提供に関して、町の認識がそのように、法令に基づいて情報を提供しているから個々人についてその承認を得る必要がないみたいな、それは間違いではないかと思うので、これについてはもう一度確認したい。そうではないと私は思いますけれども、本当に今の課長の答弁でいいのかどうか、確認したいと思います。

○議長（木下　敏）　暫時休憩いたします。

３時３０分に再開いたします。

午後　３時１８分　休憩

―――――――――――――――――――――

午後　３時２８分　再開

○議長（木下　敏）　休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続けます。

上野武彦議員の質問に対する答弁より入ります。

情報防災課長。

○情報防災課長（村上宏樹）　お答えしてまいります。

個人情報の保護法に関する法律との関係でございますけれども、同法第６９条第１項では、法令に基づく場合を除き個人情報の提供を制限しておりますが、本件につきましては、法令に基づき提供するものでございますので、個別の対象者から同意を必要とするものではございません。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　通告順に発言を許します。

澤出明宏議員。

○１番（澤出明宏）　通告に従いまして、１問お伺いします。

通学路・児童公園等における防犯カメラ整備と地域安全対策について。

本年４月、七飯町大沼公園交差点において、車両が信号機に撃突する事故が発生した。当該場所は、大沼岳陽学校のスクールバスの乗降場所でもあり、降車時間が僅かに違っていれば、児童生徒が重大な被害に遭っていた可能性も否定できない。

当該箇所には公的な防犯カメラが設置されていなかったものの、近隣個人宅の防犯カメラ映

像の提供により、事故状況の把握につながったと聞いている。

こうした経緯を踏まえ、地域町内会からも防犯カメラの設置を求める声が上がっているところである。

近年は、いわゆる「匿流」に関連した凶悪犯罪や広域的犯罪が増加しており、子どもや高齢者の安全確保は全国的な社会課題となっている。

また、先般の道の駅ないろ・ななえにおける防犯カメラシステムの不具合の説明の際には、駐車場監視体制における防犯上の盲点も指摘され、町長からは民間警備会社との連携も視野に入れた防犯カメラ整備の検討について言及があった。

そこで、以下の５点について、町長の所見を問う。

１、通学路、スクールバス乗降場所、児童公園等における防犯カメラ未設置箇所について、現状調査及び危険箇所の選定を行う考えはあるか。

２、地域町内会や学校関係者、ＰＴＡ等からの要望を踏まえた防犯カメラ設置の仕組みづくりについて、どのように考えているか。

３、犯罪抑止及び事故発生時の迅速な状況確認の観点から、警備会社と連動した防犯カメラシステム導入について、検討する考えはあるか。

４、道の駅ないろ・ななえの防犯カメラ体制について、監視上の課題への対応状況及び改善の進捗はどうなっているか。

５、今後、町全体として、安心・安全のまちづくりをどのように推進していくお考えか。

以上、５点です。

○議長（木下　敏）　学校教育課長。

○学校教育課長（柴田　憲）　学校教育課から、１点目と２点目について御答弁いたします。

１点目でございますが、通学路及びスクールバス乗降場所については、現在、教育委員会での防犯カメラ設置はございません。あくまでも沿道の店舗や個人宅で設置されているものについて、万が一の際に必要となった場合に御協力を仰ぐことになります。

通学路につきましては、同僚議員の御質問に答弁したとおり、交通安全的な観点からの取組ではありますが、教育委員会で毎年調査・確認を行っております。

防犯カメラにつきましては、犯罪の抑止効果や万が一の際の証拠確保など有効性が認められると考えておりますが、同時に設置については手法や費用、維持管理の負担、また、定点監視されているという懸念からプライバシーへの配慮などを考慮する必要がございます。現時点では、すぐに防犯カメラ設置検討としての全体調査を実施することは考えておりませんので、学校などからの要望がありましたら、個別に調査検討を進めることになります。

スクールバスの乗降場所につきましては、児童生徒の状況が毎年変わりますので、道路の現況や安全性などを考慮して、学校で設定しているところです。個人宅前も多く、現時点での調査、設置は検討しておりませんでしたので、通学路と併せて同様の対応になると考えております。

２点目でございますが、教育委員会では、学校や保護者、地域住民からの意見をお伺いできる仕組みとして、七飯町校長会やコミュニティ・スクールと呼ばれる学校運営協議会制度がございます。防犯カメラの設置に当たっては、手法や地域との調整など、様々な面から検討する必要があると思われますが、その中で意見の交換が必要とされた場合は、こういった組織や制度を活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　それでは、４点目になります。

道の駅ないろ・ななえにおきましては、平成３０年の開業当初より、施設管理及び利用者の皆様の安全確保を目的に、主要な出入口や駐車場、屋内共用スペースや売場など、管理上必要な箇所に防犯カメラを設置し、適切な運用を

図ってまいりました。

令和６年８月に発生した落雷に伴う防犯カメラの不具合につきましては、基盤部品の一部修繕において復旧し、現在においては施設内外の防犯対策機器として運用が継続されている状況にございます。

しかしながら、開業から数年が経過する中で、当施設は地域の観光拠点としてだけではなく、２４時間利用可能な休憩施設としても非常に多くの方々に御利用いただけるようになりました。それに伴い、夜間における駐車場の利用状況の変化や、来訪者の安全・安心に対する意識の高まりなど、時代の変化とともに、監視・管理体制における新たな課題や死角箇所の存在なども十分認識しているところでございます。

今後の見通しとしましては、現場スタッフの声や既存の防犯カメラの機能性を踏まえ、より死角箇所の少ないかつ効率的な防犯カメラ体制の再構築に向け、民間警備会社との連携も視野に入れた防犯カメラ整備の必要性について、併せて検討してまいりたいと考えております。

町といたしましては、町民の皆様、そして遠方から訪れる多くの利用者の皆様が２４時間いつでも安心して快適に利用できる道の駅であり続けるよう、警察等の関係機関や指定管理者との連携をさらに深め、時代の変化に即応した安全・安心な施設管理体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　住民課長。

○住民課長（福川晃也）　私からは、３点目と５点目につきまして御答弁を申し上げます。

３点目ですが、防犯カメラにつきましては、設置場所、設置目的などを限定し、必要最小限とするべきことから、警備会社と連動した防犯カメラシステム導入につきましては考えておりませんが、設置を検討する場合には、費用対効果やその運用につきましても十分に考慮しながら進めてまいります。

５点目ですが、地域安全対策として、夜間の防犯、事故等の防止のため、夜間の視認性を高めるＬＥＤ灯の整備、犯罪の未然防止のため、警察や関係団体と連携した啓発活動、地域の見守り活動など、献身的に活動されている地域町内会や各種団体とともに協働して推進してまいりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　澤出明宏議員。

○１番（澤出明宏）　１番目から順番に再質問していきたいと思います。

１番目のところで、通学路その他のところですけれども、そもそも一つお聞きしたいのは、七飯町独自で防犯カメラというのは、１個も町内につけていないのかということと、あと、当然通学路の中に一部に入るわけですけれども、各小学校、中学校の校門、こういったところに対して直営というか、そういったビデオカメラの設置状況はどうなのか、併せて質問の中に含まれると思いますので、１番目についてはその辺のところと、あと、通学路、スクールバス乗降場所、児童公園とその他についてですけれども、担当する部署というのは、具体的に何箇所あって、どういうふうに連携していくおつもりなのか。もともと設置する、しないというと、今のところ設置なさらないような意向でお伺いしてしまったのですけれども、検討する余地があるなしにかかわらず絡んでくるところの部署だけ教えていただきたい。

あと、費用面のところで、１番のところですが、費用がかかるということだったのですが、これについて、２番とも絡めてなのですが、例えば町で直接設置できない場合でも、町内会であるとか、ＰＴＡ連合会であるとか、そういったところに対して補助金を出している自治体があるわけです、実際問題、市町でも。そういうところの仕組みを参考になさって、町内会あるいはＰＴＡ連合会ですとか、ＰＴＣＡですとか、そういう要望に従って、徐々にでも設置なさるというお考えはないのかどうか。また、補助金についてのシステムを調べていらっしゃるかどうか、そこについてまずお聞きしたいと思います。

○議長（木下　敏）　学校教育課長。

○学校教育課長（柴田　憲）　それでは、順次お答えしてまいります。

まず、独自に教育委員会でつけている部分はないということで、先ほどお話しいたしましたのは通学路に関してでございます。学校設備、学校施設ということでございますと、現在は大中山小学校と藤城小学校の校門のところについてございます。ただ、校門というか玄関ですが、玄関のところについておりますので、ちょうど通学してくる子どもたちのほうは映る部分がありますけれども、例えば道路まで撮影されているかという面につきましては、なかなか難しい状況かと思います。基本的には学校に入ってくる子どもたちの安全のためについているという考え方で設置されているということで、御理解いただきたいと思います。

あと、うちのほうの学校教育課としては、いわゆる学校を担当しておりますので、通学路、そしてスクールバスも私どものほうで運行させておりますので、そちらは私どものほうになると思います。公園につきましては、それぞれ公園の対応もあると思いますので、そちらのほうは公園の担当部局になるかと思います。

あと、設置に当たっての仕組みでございますけれども、現時点として教育委員会のほうに、学校も含めて、防犯カメラを設置してほしいという話が正直ございませんでした。ということで、私どものほうでは、そういったことでの検討はしていなかったというのが正直なところでございます。

今、澤出議員がおっしゃったように、町ではなくても、例えば町内会ですとか、保護者の団体ですとか、そういったところに補助とかそういったことも考えられるのではないかということでございますけれども、私どもの学校教育課としての考えになるのかどうかちょっと分からないのですけれども、当然、そういうことで設置するというふうに進むのであれば、当然全部町でつくる形でもなく、例えば補助であるとか、助成であるとか、そういったことは当然考えられるのかなというところでございますけれども、まだこの質問をいただいたところでは、まだそこまでに至ってなかったというのが同様でございます。そういったところで御理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　住民課長。

○住民課長（福川晃也）　私のほうからは、防犯カメラの設置をしたい団体が補助を受けてというような制度についての御質問に御答弁させていただきたいと思いますが、防犯カメラの設置に関しましては、まだ検討にも至っていない段階であるのは間違いございません。ただ、防犯カメラの設置に補助をするとなりますと、町のほうで財政的な負担、それから、それのみではなくランニングコストとして管理していく団体のほうでの負担もございますので、今すぐにという考えはございません。

それから、自治会等が運用する際に当たって、地域の方が監視されていると感じる、それから運用のルールをきちんと決めなければ、ややもすると様々な用途に別の目的で利用される可能性もあったり、そういった運用面でのリスクもございまして、現在のところは、そういった補助を考えていないということでございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　澤出明宏議員。

○１番（澤出明宏）　今、課長からお話があったとおり、監視ビデオをつけるということになるとプライバシーの問題は確かに出てくると思うのです。ただ、その辺のところは、録画データの閲覧権限であるとか、そういったところをしっかりやっていただければ、基本的にプライバシー流出という形にはつながっていかないような仕組みづくりによって、それを回避できるのかなという部分がありまして、実際問題、先ほど学校教育のほうからもありましたけれども、要望がなかったというのですけれども、やはり知らないからというのもあると思うのです、周知していないとかで。もし補助金制度があれば、そういう形で、例えばうちの町内会でも今回要望が上がってきたのはそういう形ですので、何か町のほうでないのかと、ほかの市町

はあるぞと、そういったところを含めて、補助金とかそういったところを検討する余地はないかどうか、もう一回お聞きしたいのと、あと、大中山小学校と藤城小学校しかカメラがついていないのですね。大中山中学校とか、七飯中学校とか、大沼岳陽学校とかはついていないですね。そこのところをどういうふうにお考えになっているのかな。必要がないと思ってつけないのかな。そこのところをもう一度、この１、２について絡めてお聞きしたいと思います。よろしいですか。

○議長（木下　敏）　学校教育課長。

○学校教育課長（柴田　憲）　それでは、再度御答弁させていただきます。

まず、実際要望がなかったということで検討していなかったと、先ほどお話をさせていただきましたけれども、もし学校のほうで望むというか、そういったことがございますれば、監視カメラを含めて、最も適した有用な安全対策を考えていきたいと考えておりました。

通学路となりますと、単純に行政でそこを検討するとなると、町全般的に考えていかなければいけないところがありますので、そうなると町全域にまたがる話にもなってございますので、まずは、安全対策、子どもの通学、そして通学以降の放課後の件もなってくるのかもしれませんけれども、まず監視カメラも含めて、最も適した有用な安全対策を考えていきたいというふうに考えてございます。

あと、学校の監視カメラということですけれども、こちらのほうは、いわゆる学校校内の安全管理という視点からの設置となってございます。ということで、例えば校内への侵入者等も含めて、そういった意味の安全対策で設置されているという考えですので、どちらかといいますと、最近、改修というか、新しい施設に設置されているということで、いわゆる交付金のほうも、通学路等でなくて、校内の施設に対する補助という形で設定されているものであるとお聞きしておりますので、そういった面で、現在、藤城小学校と大中山小学校に校門、あと校内数箇所に設置されているというふうな考えになっているということで、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（木下　敏）　住民課長。

○住民課長（福川晃也）　先ほどの防犯カメラの件でございます。

他の自治体で補助を行っている部分も聞いてございます。全国的にやっている自治体がありますので、そういった補助を行っているところは存じ上げているところでございますが、先ほどの費用の部分に関して様々な形態があると、議員おっしゃるとおりで、必要な情報だけを取り出す、見たいときだけ、パスワードか何かでその部分だけを閲覧する。そして、費用もそれなりにはかかるのですけれども、そういった費用負担が発生していくと。これは町で補助するにしても、それを運用する団体にしても、ずっとランニングコストとしてのしかかってきますので、防犯カメラの運用というのは、その制度づくりも含めてなかなか難しいのかなと思っているところでございます。

ただ、こういったものもいろいろな仕組みが出てくると思いますので、そういった場合に備えて、検討を進めていくというような形で考えてございます。地域の安全対策として、いろいろ地域の見守り活動とか、地域の皆さんと一緒になって取り組んでいるところでございますが、そういった中の一つとして、必要に応じて検討していかなければならないなというような考えでございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　澤出明宏議員。

○１番（澤出明宏）　必要性を感じていただいているようですので、ぜひともそちらに向けて検討していただきたいと思いますし、３番のところまでいいですけれども、４番のところに移りたいと思います。

道の駅ないろ・ななえの防犯ビデオ体制について。これについて、この議場で議論があった中で、説明の中で質問、質疑がありましたけれども、今の体制でも駐車場に向けてのカメラというのがたしかないように思っていたのです

けれども、その辺のところは、駐車場に例えばキャンピングカーが止まっています。そういったところに向けて、これはなぜかというと、止めていらっしゃる方々でトラブルが起きることもあると思うのです。誰が原因かというのが分からないという形になってしまったりする場合に、撮ってあれば、これで言い争いになっていたよというようなこととかもありますし、５号線に向けて撮ってあれば、向こうにセブン-イレブンがあるから必要性がどこまでという話はあるのですけれども、この間も逆走事件があったりとか、結構５号線はスピード違反していくようなところもありますから、その辺も含めて道路向けと駐車場向けのところがきちんと対応できているのか、やっていないのであれば、必要ないと思っていらっしゃるのかどうか、その辺のところをお聞きしたいということなのですけれども、４番について、その辺のところはどのように考えていらっしゃるのか。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　道の駅のカメラの関係でございますけれども、今、御質問にありましたとおり、外部のカメラが２機ございまして、それは建物の軒下に設置していて、入り口部分をある程度監視できるような機能性ということで今運用しておりますけれども、建物の手前、近くのものは監視できておりますけれども、さらに道路までの奥行きに関しましては、全てを網羅できているような状況ではございませんので、今後、先ほど答弁した課題だとか、管理体制を考えていく上で、その辺の機能性も持ち合わせる監視カメラの必要性というものを、今後検討して議論してまいりたいと考えております。

道路の交通の状況までは捉えることができていないという現状でございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　澤出明宏議員。

○１番（澤出明宏）　道路までとは、駐車場のほうはできているのでしょうか、できていないのでしょうか。

それと、もう１年ぐらいたっていて、町長も検討の余地ありというような御答弁をいただいたと思うのですけれども、警備会社との話合いとかという流れとかも一応質問の中に入っているのですけれども、答弁漏れだったものですから、その辺を含めて、やるというか、今も匿流の問題とかもいろいろ出てきて、凶悪犯罪もありますし、駐車場であれだけ年間止まっていれば、何がしかトラブルが起きてからでは遅いのではないかなと私は思うのですけれども、しかも、我々議員のほうからも問いかけがあって、それについて動いていないのかなというところはちょっと残念だったのですけれども、それを含めてどういうお考えなのか、もう一度お願いできますか。

○議長（木下　敏）　商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上　剛）　現在、駐車場に向けてのカメラは、先ほど申し上げましたとおり、２機ございますけれども、本当に建物の手前部分での監視体制でしか捉えることができていない状況にございます。駐車場全体を監視するための機能性は持ち合わせていないということから、これについては現在課題として認識させていただいているところでございます。

今後、カメラの更新時期につきましても、現在開業から８年たちまして、防犯カメラの耐用年数などもいろいろ調べさせていただいたところ、一般的にはメーカーにもよりますけれども、５年から１０年が耐用年数ということで、現在８年目を迎えている状況なものですから、まず、この耐用年数の期間を過ぎる頃には、ある程度その前後の段階で検討していかなければならないというふうに考えておりますので、そのような方向性で捉えているところでございます。

以上です。

○議長（木下　敏）　澤出明宏議員。

○１番（澤出明宏）　本当にスピード感の問題だと思うのです。あそこの５号線のところは移動型オービスがあります。私たちも結構スピードを出しているのを見るのですけれども、オービスが入っていると止まるわけです。皆さん、安全運転をなさるわけです。人間はそういうよ

うにできているので、できればスピード感を持ってやっていただきたいということも含めて、４番は終わりますけれども、５番目のほうで、これは総括の話になるのですけれども、つらつらと言ってきましたけれども、全ては施政方針に書いてあるとおりの安心・安全のための流れだと私は思っていまして、たまたま大沼に在していまして、大沼でそういう事故があって、その事故はビデオをつけていたら起きないのかという話でもないわけです。大沼などは、特にこの間もＰＴＡからいいことだなと思ってありましたが、子ども１１０番のぼりをＰＴＡでやっていらっしゃるのですけれども、うちもつけさせていただきました。

どうしても七重、大中山とかでも不審者の話があったりとか、あるいは大沼地区だと熊が走り回るとか、そういうのもあって、熊はどちらに走ったとか、あるいは防犯関係でも、もし窃盗などあった場合に逃走経路をつかまえられるから、駐在さんとも話していたら、やはりつけていただけると捜査の端緒として非常にありがたいと、そういった話もありましたので、検討を含めて、防犯カメラだけではないのですけれども、町の安心・安全ということを施策にも、施政方針にも盛り込んでいる町長でいらっしゃいますし、いっぱい書いてありますよね、安心・安全ということをベースに。やはり住みたい町というのは、安全な町だと思うのです。安全に対する考え方というのは、費用として考えないで、やはり投資として考えていただきたいなと。子育てしたい町とか、子どもの安全が確保されていれば、お子さん連れの人も、七飯に住んでみようかと思われるでしょうし、あるいはお年寄りの方もついの住みかでこちらに移られたときに、七飯は安全な町だよねと思うと思うのです。その中の一端として、防犯ビデオで提示したのですが、さて、町長、これについて、先行投資というか、そういうところも含めて、今後の七飯町の安心・安全について、町長自体、何を具体的にやっていくかということがもしあれば、具体策を含めてお聞きしたいなと思って、それをお答えいただければと思うのですけれども、よろしいですか。

○議長（木下　敏）　町長。

○町長（杉原　太）　町民の方々が安心して暮らせる安心・安全というのは一番大事なことだと思いますし、特に子どもさんたちなども少ない中で事故に遭わないようにというのが一番大事なことだと思いますし、高齢者の運転ミスの事故なども増えてきているというような状況の中では、まず一番は町民の方々一人一人が安全に配慮するというような形で、交通安全だとか、防犯の啓発事業というのは一番大事だと思います。

また、そのほかに、どうしても自分たちでそういうふうにして気をつけていても防げないものとか、そういう事故が起きた場合に現場の検証を含めて、これは現在結構コンビニさんだとか、各事業者さんがつけている防犯カメラの御協力をいただきながら、あと、地域、町内会の方々とも防犯上の問題だとか、そういう部分は地域の皆さんとお話合いをする中で、どうしてもプライバシーの保護の問題もございますし、そういうものを含めて防犯カメラの内容なども、これから時代が進む中で、そういう必要性も出てくる可能性もありますので、十分にそこは地域の皆さんとお話合いをしながら検討していきたいと思いますが、まずは安全啓発、そして、皆さんが災害だとか、防災、被害に遭わないように十分注意していただくというような、町としての安全啓発施策を中心に、防犯カメラのほうも今後地域との話合いの中で視野に入れながら検討していきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

散　会　の　議　決

○議長（木下　敏）　この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下　敏）　御異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこの程度にとどめ、散会することに決定いたしました。

散　会　宣　告

○議長（木下　敏）　本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後　４時００分　散会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長

議　　員

議　　員